

環境まちづくり委員会

令和8年7月8日

1 陳情審査

(1) 新たに送付された陳情

- 送付 8-11 二番町再開発の基本計画等情報公開及び合意形成の場を求める陳情
- 送付 8-13 神田警察通り第Ⅲ期道路整備を行政と住民の相互理解のもとに進めるための陳情
- 送付 8-14 外神田一丁目南部地区再開発事業における、区民を含む全権利者の財産権保護と事業性の客観的再検証および情報の公開を求める陳情

(2) 継続審査

- 送付 6-26 都市計画審議会による「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の優先事項の確認と、実効性ある実施を議会から区に求めている陳情
- 送付 6-38 二番町地区計画附帯決議の実行についての陳情
- 送付 6-39 「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の「全ての関係者が話し合える場づくりの開催を求める陳情
- 送付 7-5 二番町計画の附帯決議に基づく適切な「前向きな話し合いの場をお願いする陳情
- 送付 7-7 二番町地区再開発に関する話し合いの場に係る陳情
- 送付 7-16 二番町地区再開発に関する陳情
- 送付 7-17 都計審の附帯決議に基づく適切な「前向きに話し合える場」づくりに関する陳情
- 送付 7-29 二番町日テレ跡地再開発における安全・安心等に関する丁寧な説明を求める陳情
- 送付 7-30 二番町の日テレ跡地再開発における地域貢献と加算容積率に関する説明を求める陳情
- 送付 7-33 日本テレビによる二番町計画についての環境影響調査の説明を求める陳情
- 送付 7-36 二番町計画の与件整理と基本計画の順序を正す陳情
- 送付 8-5 二番町計画の基本計画提示前に再度話し合いの場を求める陳情
- 送付 8-8 千代田区に港区と同レベルのビル風対策を求める陳情（於 二番町）

2 報告事項

- (1) ごみ削減区民アイデア募集について 【資料】
- (2) 集積所等のカラス被害等の対策について 【資料】

3 その他

4 閉会中の特定事件継続調査事項について

環境まちづくり委員会 送付 8－1 1

二番町再開発の基本計画等情報公開及び合意形成の場を求める陳情

受付年月日 令和 8 年 6 月 1 2 日

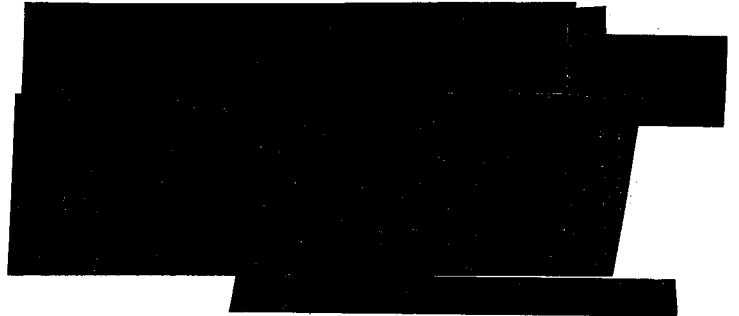
陳 情 者 提出者 1 名

陳情書

2026 年 6 月 12 日

千代田区議会議長
秋谷こうき 様
(環境まちづくり委員会委員長)
桜井ただし 様

二番町再開発の基本計画等情報公開及び合意形成の場を求める陳情



以下理由により、今後の番町地域の住民間の融和とより良いまちづくりのため、都計審の附帯決議の趣旨に沿う適切な「前向きに話し合える場」を今後も継続して実施し、適切な情報開示と説明に基づく活発な意見交換および健全な合意形成を進めるべく、下記が早急に行われるよう、住民を代表する議会より執行機関に要請いただきたく、陳情申し上げます。

記

- 1、 本年 6 月 7 日の番町次世代シンポジウムにて公表された日本テレビによる基本計画の概要を早々に全戸配布のチラシ紙面及び千代田区 HP により地域住民他に知らせていただくこと
- 2、 今回の日テレ再開発は番町地域のまちづくりを住民自身が考えて行く絶好の機会と受け止めることが肝要という認識を踏まえ、改めて地域のまちづくりへの健全な合意形成のため、今後も番町の次世代のまちづくりについて「前向きに話し合える場」を継続して設けていただきたいこと



以上

(陳情の理由)

今回の「番町次世代シンポジウム」に参加し基本計画の説明を聞いた住民さえも十分に内容を理解していない声が千声会にも届き、更なる住民への説明の機会が必要と思われます。

基本計画により高さや床面積、広場面積などより詳細が見えてきたので、より具体的な意見交換が可能となったと考えます。そこで、より踏み込んだ情報公開と意見徴収、及び議論対話の場が重要となりました。基本計画は地区計画により、区より一定の公共性確保が趣旨として義務付けられたものと認識しておりますが、地下鉄連絡路の拡張の取り下げやビル高さの低下など、より得ること、失うこと等につき意見を募り、互いに対話を重ねることは大事だと思われます。

従いまして、上記の陳情に至った次第です。どうぞ十分にご検討お願い申し上げます。

環境まちづくり委員会 送付 8－13

神田警察通り第Ⅲ期道路整備を行政と住民の相互理解のもとに進めるための陳情

受付年月日 令和 8 年 6 月 1 6 日

陳 情 者 提出者 6 名

千代田区議会

議長 秋谷 こうき 殿

令和8年6月16日

神田警察通り第Ⅲ期道路整備を行政と住民の相互理解のもとに進めるための陳情

日頃より区民のためにご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、一年前の6月8日、住民たちが対話を求めて900日余りに亘り見守り続けてきたイチヨウ並木の最後の一本が伐採されました。

また、本年2月には第Ⅳ期・第Ⅴ期整備区間の街路樹が一夜にして全て伐採されていたのは驚きました。

心配されるのは第Ⅲ期整備区間の工事です。

つきましては、近い将来、該当区間の道路整備が始まることを考えて、下記のように陳情いたします。

- 1 工事の内容や時期について、住民が十分に把握できるよう、分かりやすく丁寧な周知を行うこと。
- 2 現在の歩道幅員は十分に確保されていることから、街路樹の伐採を伴わない整備の可能性についても検討すること。
- 3 町会関係者だけでなく、当時の元環境まちづくり部長が委員会で何度も発言されたように第Ⅲ期からは地域住民（女性、若者も含む）、在勤者、車椅子利用者など、多様な立場の方々が参加できる意見交換の場を設けること。
- 4 行政と住民との継続的な意見交換を通じて相互理解を深め、合意形成に努めること。

以上、地域の実情や多様な意見を踏まえた、より良いまちづくりの実現に向けてご対応いただきますようお願い申し上げます。



環境まちづくり委員会 送付 8－14

外神田一丁目南部地区再開発事業における、区民を含む全権利者の財産権保護と
事業性の客観的再検証および情報の公開を求める陳情

受付年月日 令和 8 年 6 月 1 6 日

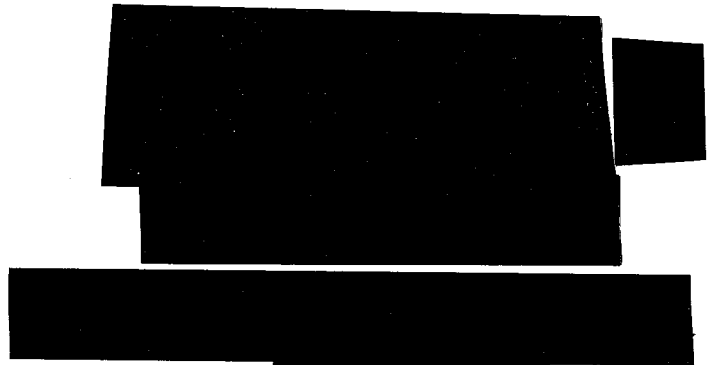
陳 情 者 提出者 1 名

陳 情 書

2026 年 6 月 16 日

千代田区議会議長
秋谷こうき 様

外神田一丁目南部地区再開発事業における、区民を含む全権利者の財産
権保護と事業性の客観的再検証および情報の公開を求める陳情



【陳情の主旨】

外神田一丁目南部地区再開発計画は、現在、賛成・反対という立場を問わず、全ての権利者が共通して「過去に例を見ない未曾有の事業リスク」に直面しています。

令和元年(2019 年)の試算に基づいた「総事業費 854 億円」という計画は、近年の劇的な建築費高騰、及び地政学・自然災害等のリスクにより、もはや現実的な根拠(基軸)を完全に失っています。

このまま不透明な計画が強行されれば、再開発に期待を寄せる全ての権利者にとっても、当初予定していた資産(権利床)の大幅な目減りや、工事中断の場合には多額の追加負担が生じ、全権利者の財産権が損なわれる事態が強く危惧されます。

つきましては、賛成・反対の立場に偏ることなく、全ての区民・権利者の財産を守る公正な行政判断として、以下の項目を早急に精査することを求めます。



【陳情項目のご説明】

1. 「全ての権利者」に対し、最新物価に照らした現実的収支計画の再提示

令和元年(2019年)の試算に基づいた「総事業費 854 億円」という計画は、その後の建築費高騰が全く反映されていないものです。2020 年～2021 年にはコロナ禍での世界的な住宅需要に加え、物流停滞により木材価格が高騰（ウッドショック）し、2021 年後半からは鉄鋼価格も高騰し、建築資材全般が値上がり。2022 年にはロシア・ウクライナ情勢により原油・ガス価格が高騰し、物流費や建設機械のエネルギーコストが上昇。2023 年以降も建設業界の高齢化と人員不足により人件費（労務コスト）が急上昇。更に 2024 年からの働き方改革関連法（残業上限規制）適用に伴い人件費・工期への影響が顕在化し、想定を遥かに超える驚くべき価格急上昇が想定されます（添付図解資料で他地域での最新情報を共有します）。

私たちは今一度、改めて本再開発事業の全権利者にとって必要不可欠な最新の建築価格の現実的な価格情報を公に周知徹底するよう強く求めます。

2. 国家行政府及び公共放送が国民に呼びかける巨大天変地異に関する情報

更に問題なのは、再開発に関わる全ての費用激増以外にも、国家行政府自らが認め国民に公共放送等を通して啓蒙を試みている、いつ発生してもおかしくない巨大地震及び富士山噴火等々により引き起こされる長期間に渡る工事中断、その後の工事スケジュールの遅延等、多大な影響が懸念されます。

纏めると、「総事業費 854 億円から大幅な増額となることは目を背けられない厳然たる事実」であり、そこに更に「一時の予断をも許さない災害リスクによる工事中断」の懸念がダブルで出現しかねないという、恐ろしい状況です。

現在の喫緊の課題は、最新物価に照らした収支計画の再提示のみならず、更に慎重に踏み込み、解体工事着手から新築工事完成に至る長いダブル工事期間中に十分起こり得る天変地異現象等による長期工事中断中の地権者への費用発生とその負担問題が大きくのしかかります。

更に、それらの増額分が「誰の負担(権利床の削減、または追い金)」によって賄われるのかを明確にすることが必要不可欠です。私たちは今一度、改めて本再開発事業の成否を判断するために全権利者にとって必要不可欠な最新のあらゆる情報を公に周知徹底するよう強く求めます。

3. 公共活用中の区民財産及び権利者を守るための「出口戦略」の明文化

直近における、ウクライナ及びイラン情勢やホルムズ海峡情勢等の「不測の事態」による資材受注停止や工期遅延をも含めた最終建築価格から、巨大天変

地異への工事中止及びその負担問題等々、こうした外部要因により事業性が当初より著しく悪化し、続行不可能と断じられた場合においても、最低限権利者が不利益を被らないようにするため、条件が著しく悪化した場合に事業計画及び都市計画決定の見直しを含む抜本的な対策を連携して協議するための「外神田一丁目南部地区再開発事業における権利者保護の協定」を区と再開発準備組合の間で締結することを強く求めます。

4. 都市計画制限による「全権利者の不利益」の解消

令和5年10月および令和6年3月の都市計画決定による建築制限は、賛成・反対を問わず全ての権利者の建て替えや改修を困難にし、資産の「塩漬け」を強いています。見通しの立たない計画を漫然と継続するのではなく、区として責任をもって期限を定めた厳格な事業採算性の確認を行い、権利者が将来設計を描ける環境を整えることを強く求めます。

5. 透明性の高い合意形成プロセスの確立

この再開発事業では、今日に至るも賛否が大きく分かれており、都市計画では僅か一票差（2023年7月25日都市計画審議会 賛成8、反対7）という僅差で決定されるという異常事態が発生し、民間のみの同意状況は66.7%（2024年10月15日環境まちづくり部資料）に過ぎません。地区内の合意形成は今日に至るも著しく不安定な状況が続いています。また、対象地域内に大きな公有地を抱え、且つ区の公共施設も存在する重要案件です。公共性の高い行政として合意形成の基となる賛否判断の材料を区が公開し、全ての権利者が納得できる客観的なデータに基づく説明を尽くすことを強く求めます。

【陳情の理由】

私たちの願いは、単なる損得及び情操的な反対ではなく「再開発エリアの権利者が等しく適正な資産を守り、今後も不当なリスクを負わされないこと」及び「未来にわたり秋葉原の独特な街並みの維持保全」にあります。

過去50年間の変化がこの5年で起きたと言われるような激動の今、8年ほど前の古い試算等に固執した推進一途の姿勢は、結果として権利者全員を「泥沼の再開発」へ引きずり込む恐れがあります。

歴史ある千代田区議会におかれましては、本事業が「権利者のリスクと犠牲の上に成り立つ事業主優先の開発」にならないよう、中立公正、且つ科学的な立場から、最新の価格、及び国家行政府が公共放送を通じて訴える最新のリスク情報を反映した、適切なご指導を行っていただくことを切望いたします。

(別紙) 参考資料添付

1. 他地域での事例

(ア) 中野サンプラザ再開発計画



※当初計画から約2倍となり、計画白紙状態

(イ) 大阪・関西万博



※当初計画から約1.9倍

(ウ) 2026年5月15日 日本経済新聞〈記事利用許諾済み〉

帝国ホテル建て替え計画の時期を未定にした。

米国・イスラエルとイランの軍事衝突を発端とした中東情勢の悪化で資源価格が急騰。石油由来の建設資材を中心に一段の価格上昇は避けられない。断熱材など既に需給が逼迫する資材も出てきた。

再開発の見直しが相次ぐ一方、ゼネコン大手4社の26年3月期連結決算は純利益がそろって過去最高となった。従来、契約後の建設コストの増加分はゼネコンが吸収してきたが、状況は変わりつつある。

建設業界の人手不足は深刻で、足元では契約後にコストがさらに上振れる可能性も高まっている。ゼネコン各社は採算を重視した選別受注を進めやすい状況だ。再開発を延期しても事態の好転は見通しにくい。

建築コストの高騰に賃料や分譲価格の上昇が追いついていかなければいずれ再開発は「様子見」から「停滞」へとステータスに移る。そうなれば足元では好業績の建設業界や不動産業界も無傷ではいられない。オフィス賃料や住宅価格の過度な高騰につながる恐れもあり、そのドミノはどこかで歯止めをかける必要がある。

(エ) 2025 年 12 月 5 日 読売新聞オンライン〈記事利用許諾済み〉

「市街地再開発の 6 割で工期延長や増額、工事費高騰が影響…防災対策など街づくりへの影響に懸念も」

市川宏雄・明治大名誉教授（都市政策）は「急激な工事費高騰で計画縮小を余儀なくされる事業が少なくなり、都市計画全体にも影響が出かねない。地元自治体は事業者任せにせず、より主体的に計画に関わり、支援していく必要がある」と指摘する。

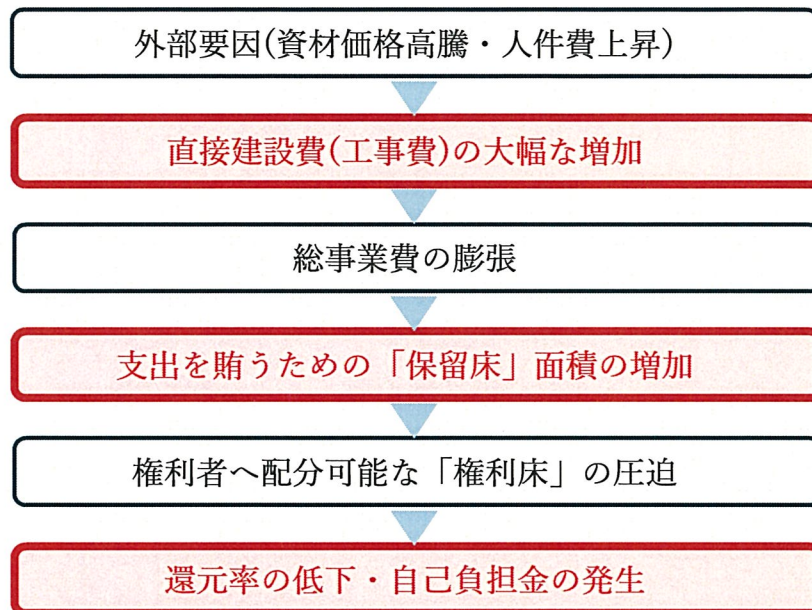
(オ) 2026 年 5 月 12 日 建設通信新聞〈記事利用許諾済み〉

「日本橋一丁目東地区再開発、事業費 5000 億円超に増加」

昨今の資材価格や人件費の高騰を踏まえ、工事費を当初の 1979 億 6200 万円から約 1700 億円積み増し、3677 億 9700 万円へ大幅に増額。これに伴い、総事業費は 2942 億 4100 万円から 5088 億 6700 万円に膨らむ見通しだ。工期についても、A 街区の建築工事着手時期を当初予定の 10 月から 2029 年 4 月に約 2 年半後ろ倒しした。

2. 建築費高騰による権利者利益減少の構造

〈事業費増大のフローチャート〉



〈メカニズムの詳細〉

保留床の仕組み	再開発ビルのうち、権利者に帰属しない面積。これを外部に売却した収入で、建設費等の全ての事業費を賄う。
等価交換の原則	権利者は「元の土地・建物の価値」に見合う「新しいビルの床（権利床）」を受け取る。
建築費の影響	総事業費が増えると、より多くの「売却用面積（保留床）」が必要になる。ビルの総容積は法的に決まっているため、 <u>保留床が増える分、権利者の取り分が削られる。</u>

(以上)

環境まちづくり委員会 送付 6 - 26

都市計画審議会による「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の優先事項の
確認と、実効性ある実施を議会から区に求めていただく陳情

受付年月日 令和 6 年 6 月 6 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

2024年6月6日

千代田区議会 議長 秋谷こうき 様

都市計画審議会による「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の
優先事項の確認と、実効性ある実施を議会から区に求めていただく陳情

陳情者：

陳情者住所：

千代田区

「二番町地区地区計画変更」が行われた場合、令和6年3月26日、都市計画審議会が同変更について決議した附帯決議については「前提となること・建ててからでは修正不可能となる以下優先事項」から取りかかるよう、議会から執行機関に要請していただきたく、陳情いたします。

優先すべき項目は以下です。

- ① 「地区計画の決定事項である高さや容積率はそれぞれその上限を定めたものであり、事業者が地区の要望を受け止めて上限に対してゆとりを持った計画内容とすることを妨げるものではないので、今後の建築物の設計段階においてその可能性について事業者と十分に協議すること。」
- ② 「事業の具体化に当たっては、地区内の融和に向けて事業者・関係住民・関係機関（3月26日の都市計画審議会でも、具体的には、教育機関を指すと説明された）などとともに真摯な努力を重ねること。」
- ③ 「全ての関係者がこの問題に関し前向きに話し合える場づくりに協力すること」

以上のうち、特に①については、就業者数が何千人、来訪者を含めると1万人にもなる恐れがあり、交通量、風量、公共交通機関・緊急車両への影響を試算し、上限の中での適正な高さや容積率の割り出しが求められます。都市計画審議会の専門家からも「高さ80mは所与ではない、容積率700%を認めたということではない」と発言されています。

5月24日の環境まちづくり委員会では区側から、環境への影響調査の計画はなく、「広場の使い方」、「入居テナントの要望」を聞くとか、話し合いの場には市ヶ谷周辺関係者も含むとの答弁がありました。まず話し合うべき課題は①です。同時に、②③は計画提案者である区、事業者、懸念を示した関係者の三者で構成することを強く要望いたします。

今回の地区計画変更の意見書では住環境の変化への懸念が最大の論点であり、住民の分断の要因でもありました。商業地域である市ヶ谷周辺を含むことは二番町問題の意見対立、地域分断の再燃にもつながります。

尚、「日本テレビ通り全体のまちづくり方針の早期策定」は「なお書き」であり主要事項ではありません。また、エリアマネジメント事業は、「地区計画によって確保された地区施設の管理運営」についてのことあり、「日本テレビ通り全体」に関わるものではないことの確認をお願いします。秋葉原、日比谷などのエリアマネジメント事業先行地区と二番町周辺はまったく事情・争点が異なります。

都市計画審議会が附帯決議で千代田区に要請している事項を、執行機関がその精神・背景を正しく理解し、優先事項を確認し実効性ある実施をするよう、執行機関に強く求めるよう、陳情いたします。

以上



環境まちづくり委員会 送付 6－38

二番町地区計画附帯決議の実行についての陳情

受付年月日 令和 6 年 10 月 2 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

2024 年 10 月 2 日

千代田区議会 議長 秋谷こうき 様

件名: 二番町地区計画 附帯決議の実行についての陳情

陳情者: [REDACTED]

陳情者住所: [REDACTED]

千代田区民の声を届ける会は、2024年10月2日、千代田区長宛てに、以下内容の要望書を提出いたしました。

【樋口高顕千代田区長宛要望書 提出者: 千代田区民の声を届ける会】

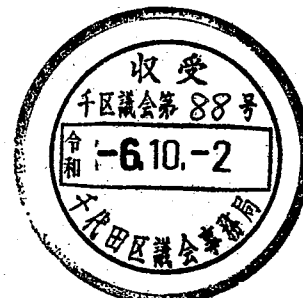
樋口高顕千代田区長におかれましては、二番町地区地区計画変更についての都市計画審議会の附帯決議に従い、

- ① 住民の意見を取り入れる場を設定すること
- ② 話し合いの場は、地区計画変更に反対していた区民を排除しない「前向きな場」とすること
- ③ 建物の高さ 80 メートル、容積率 700% は上限であることを念頭に、設計についても日テレを含めてその場で話し合うこと
- ④ 話し合いの場は公開で行い、適宜都市計画審議会と区議会に、区から状況報告すること

の 4 点の実施を要望いたします。

以上

千代田区議会としても、この区長宛の要望書の内容が実行され、都市計画審議会の附帯決議に基づき近隣住民の合意が得られよう、進捗状況を適宜ご確認いただきたく、陳情いたします。



以上

環境まちづくり委員会 送付 6－39

「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の「全ての関係者が」
話し合える場づくりの開催を求める陳情

受付年月日 令和 6 年 10 月 8 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

千代田区議会議員
秋谷 こうき殿

2024 年 10 月 8 日

「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の

「全ての関係者が」話し合える場づくりの開催を求める陳情

陳情者：

住 所：

連絡先：

令和 6 年 3 月 26 日、都市計画審議会では「二番町地区地区計画変更」が行われる場合、区行政は「すべての関係者がこの問題に関し前向きに話し合える場づくりに協力すること」という附帯決議事項が添えられました。その「話し合える場」には一部の関係者だけによるものではなく、誰も排除することなく開催されることを求めます。

理由は、以下の通りです。

令和 5 年 6 月以降、区議会環境まちづくり委員会で、二番町の再開発に関する継続審議案件が 24 件あります。そのうち「民意の把握、住民間の調整、住民・事業者の意見聴取・意見募集・説明会や公聴会の開催」等を求める陳情が 10 件以上ありましたが、全く進捗がありません。今回も「すべての関係者がこの問題に関し話し合える場」が開催されないまま進むのではないかと不安に思っています。

附帯決議にある「前向きに話し合える場」は地区住民を二分するような事態を解消する、地区内の融和に向けたものとなるべきです。「前向きに話し合える場」は参加者が選別されることなく、特に近隣住民は誰でも参加できるものになるよう切にお願いいたします。

また、区議の皆様には時間と労力をおかけして大変恐縮でございますが、審議・決議に当たっては会派で意見を取りまとめるのではなく、一つ一つの案件に対し、様々な観点から慎重に議論を重ね採決して頂くことを望みます。

以上



環境まちづくり委員会 送付7-5

二番町計画の附帯決議に基づく適切な「前向きな話し合いの場」をお願いする陳情

受付年月日 令和7年2月6日

陳 情 者 提 出 者 1 名

2025 年 2 月 6 日

千代田区議会 議長 秋谷こうき 様

二番町計画の附帯決議に基づく適切な「前向きな話し合いの場」をお願いする陳情



令和 7 年 1 月 12 日に、各方面のご尽力により、番町次世代シンポジウムが行われましたが、募集時点でも、当日も区から「二番町再開発」そのものや「附帯決議」についての説明がなく、趣旨が不明確なまま実施されました。

二番町計画についての知識、正しい理解がない参加者に、番町という広い範囲に「あったらいい」「こうなったらいい」のアイデアを聞くもので、それらの環境負荷を考察することなしに、一部を二番町計画に取り込む趣旨の会でした。

また、住民の希望者が誰でも参加できるものではありませんでした。
これは「附帯決議」に沿った「前向きな話し合いの場」ではないと考えられます。

昨年 12 月の、誰でも参加できた千声会主催の区による説明会のアンケートでは、「区の説明が不十分で再開発に納得できない」との数字が過半数を超えていました。

まず区が住民に「再開発の内容・附帯決議・現時点での環境調査等」について説明した上で、区が地区の二分の原因となっている懸念事項を聞いたり、対応策を考える場を設けることが分断の解消につながる「前向きな話し合いの場」になると考えられます。

そうした場が何回でも持たれ、根気よく地区の融和を図る努力がなされることを、議会から執行機関に要請下さるよう心からお願い申し上げます。

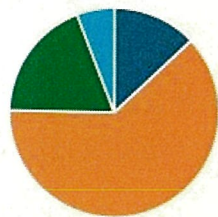
参考：千声会主催「区からの説明会」アンケート結果



千声会主催「区役所の二番町地区計画説明会」後のアンケート結果

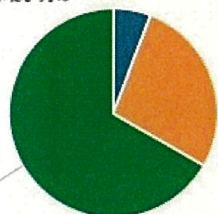
4. 二番町の変更後地区計画について

■ 納得している	13.0%
■ していない／反対だ	62.3%
■ どちらでもない	18.8%
■ その他	5.8%



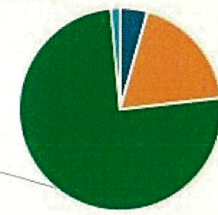
5. 二番町の地区計画変更は、事前に十分な説明があったと思う？

■ はい、思います	5.8%
■ 多少の説明はあった	27.5%
■ 十分だったと思わない	66.7%



6. 同地区計画変更の決め方は、公正で透明性があったと思う？

■ はい、思います	4.3%
■ 最低限の公正さと透明性があった	18.8%
■ 思えない／あまり思えない	75.4%
■ その他	1.4%



2024 年 12 月 17 日、当会は今年 7 月に決定した二番町地区の新たな地区計画につき、千代田区役所の環境まちづくり部をお招きし、説明会を開催しました。

説明会には周辺住民を中心に 100 名もの人々が出席し、

- ・二番町の日テレ本社跡地の新ビルの高さ制限を 60m から 80m に引き上げ、
- ・同ビルの容積率上限を 470%から 700%に増やし、
- ・同敷地内に 2500 平方メートルの広場を設置する、

等の内容からなる、同地区計画への関心の高さがうかがわれました。

説明会では、まず区役所による二番町地区計画の説明がなされ、続いて会場参加者からの質疑応答を行いました。100 名の参加者からの熱心な質問が途切れることはなく、質疑は 1 時間半を超えて予定時刻を大幅に過ぎ、時間切れで終了しました。

説明会后、参加者から回収したアンケート回答は 69 件と、出席者のほぼ 7 割という高い回答率。

- ・過半数の人が新たな地区計画に納得していないか、反対であり、
- ・大多数が地域住民（当会注※）への地区計画の説明は不十分で、公正さと透明性を欠くとの認識を持つことが分かりました。

（当会注※：同計画については、事前には地区住民への説明会はなく、二番町の地権者のみを対象に説明会があっただけでした）

2024 年 3 月の千代田区都市計画審議会の附帯決議文にて指摘された

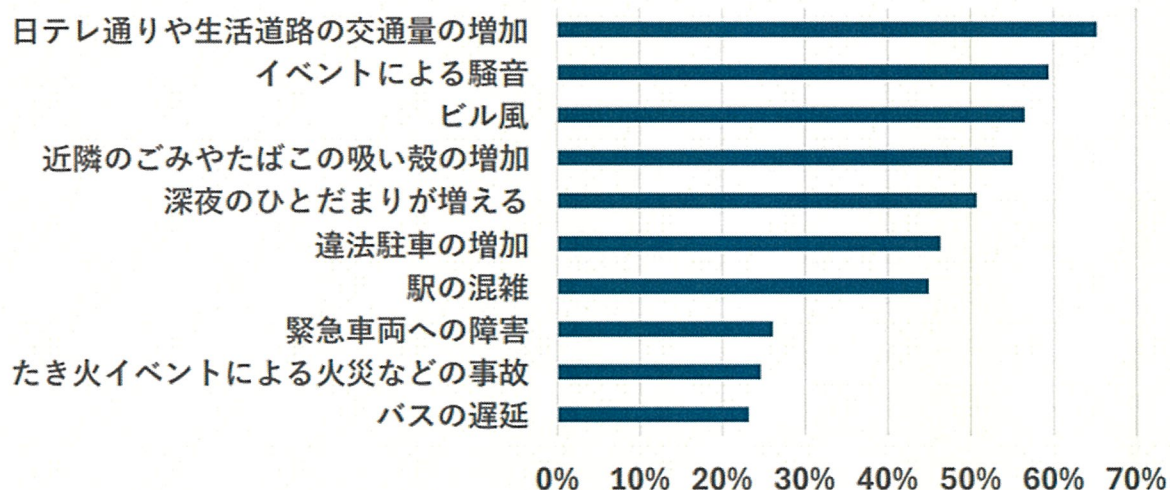
「地区住民を二分するような事態が長期にわたって継続」した状態の解決にはいまだ遠く、二分どころか反対多数の状況がいまでも変わっていない、ということが浮き彫りになりました。

【説明会後のアンケート結果概要】

- ・回答者のほとんど、88%が地域住民だった。
- ・多くが地区計画については知っているが、初めて聞いた人が25%もいた。
- ・地区計画に納得している人はわずか13%で、納得していない又は反対だという人はその約5倍の62%（43人）だった。
（番町地域在住者の回答56件に限っても、うち63%の35人が納得していない又は反対）
- ・同計画については、「説明が十分あった」との回答はわずか4%で、「説明不十分」が3分の2（67%）と圧倒的に多かった。
- ・二番町の地区計画変更の決め方については、「公正で透明性があった」はわずか4%、「最低限の公正さと透明性があった」が19%、「公正で透明性があったとは思えない／あまり思えない」は75%と、大きなギャップがあった。
- ・「地区計画は、周辺住民の要望がよく取り入れられていると思いますか？」に対して「いいえ」と回答した人が64%だった。

⇒リンク：[「12月17日 区役所による二番町地区計画説明会後のアンケート結果」](#)

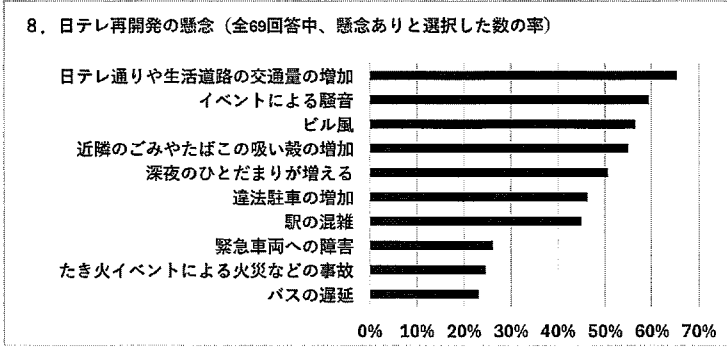
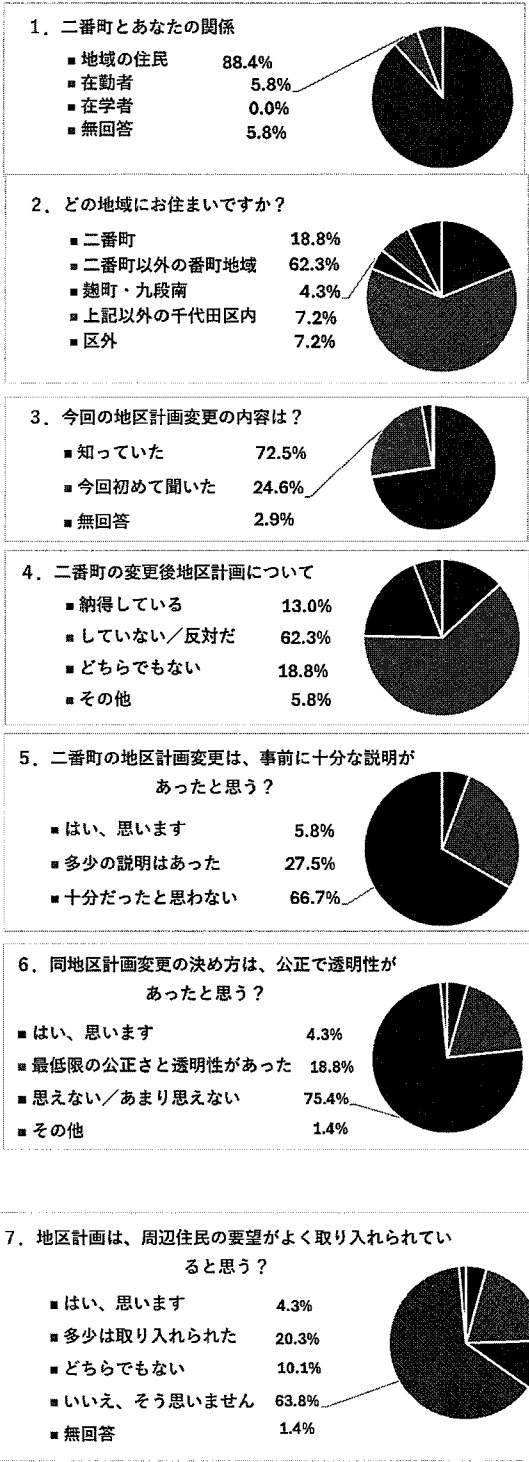
8. 日テレ再開発の懸念（全69回答中、懸念ありと選択した数の率）



2024年12月17日 区役所による二番町地区計画説明会後のアンケート結果

(アンケート回答数=69)

質問	選択肢	回答比率	回答数
1. 二番町とあなたの関係	地域の住民	88.4%	61
	在勤者	5.8%	4
	在学者	0.0%	0
	無回答	5.8%	4
2. どの地域にお住まいですか？	二番町	18.8%	13
	二番町以外の番町地域	62.3%	43
	麴町・九段南	4.3%	3
	上記以外の千代田区内	7.2%	5
	区外	7.2%	5
	無回答	0.0%	0
3. 今回の地区計画変更の内容は？	知っていた	72.5%	50
	今回初めて聞いた	24.6%	17
	無回答	2.9%	2
4. 決定した二番町の変更後地区計画について	納得している	13.0%	9
	していない／反対だ	62.3%	43
	どちらでもない	18.8%	13
	その他	5.8%	4
5. 二番町の地区計画変更については、事前に十分な説明があったと思いますか？	はい、思います	5.8%	4
	多少の説明はあった	27.5%	19
	十分だったと思わない	66.7%	46
6. 二番町の地区計画変更の決め方は、公正で透明性があったと思いますか？	はい、思います	4.3%	3
	最低限の公正さと透明性があった	18.8%	13
	思えない／あまり思えない	75.4%	52
	その他	1.4%	1
7. 地区計画は、周辺住民の要望がよく取り入れられていると思いますか？	はい、思います	4.3%	3
	多少は取り入れられた	20.3%	14
	どちらでもない	10.1%	7
	いいえ、そう思いません	63.8%	44
8. 日テレ再開発について、ご懸念があれば、以下からお選びください。(複数選択可)	無回答	1.4%	1
	バスの遅延	23.2%	16
	たき火イベントによる火災など	24.6%	17
	緊急車両への障害	26.1%	18
	駅の混雑	44.9%	31
	違法駐車車の増加	46.4%	32
	深夜のひとだまりが増える	50.7%	35
	近隣のごみやたばこの吸い殻の増加	55.1%	38
	ビル風	56.5%	39
	イベントによる騒音	59.4%	41
	日テレ通りや生活道路の交通量	65.2%	45
	懸念はない		0



質問	コメント
4. 決定した二番町の変更後地区計画について (その他欄に記入のコメント)	とても良い案だと思う。 住民の意見を聞いてから行うべき 地区計画の変更は決定事項なので変えられないことは認識している。しかしながら付帯決議で「700%、80mより出来るだけ引き下げる努力」をしろと言っている。区役所はそれに向けて努力すべきであると考ええる。「詳細決ってないので答えられない」ではなく詳細決定までに区役所は粘り強く努力すべきであり最終決定の前に日テレ案を住民に示すと榊原課長が言明した事は評価に値する。 具体的にビルの中にどのような業者、組織が入るのが気になる。公共性、文化性、SDGを考慮して頂きたい 高度利用による商業ベースでの開発姿勢には、疑問を感じる。それによって失われてしまう環境・負の遺産となる危険について、十分な検討がされているのか？
6. 二番町の地区計画変更の決め方は、公正で透明性があったと思いますか？(同上)	(「思えない、又はあまりそうとは思えない」を選択の上で) 情報公開が十分なされていないことも一つ ・(高さ80mは知っていたが) 容積率緩和が470%から700%とは知らなかった ・一社だけの土地の地区計画変更を、提案型として、区の再開発案として提出したもので、事業者と区が一体となっているため、区民寄りであるべき区が完全に事業者寄りになっている。 ・区画については都計審副座長から「詐欺的。区は訴えられたら支えきれない」という発言さえあった。議事録からははずされているが、区民が知らないと思って、なんでもありだった。 ・2023年5月から7月の「専門家による検討会」に区と日テレが入っているのに、住民は入っていなかった。 ・「都市マスタープラン」からの逸脱が区によって押し切られた様子を見た。この経緯がわからない。 ・住民から「広場の要望」など聞いたことがない。700%の容積率を確保するには2500㎡の広場が必要という逆算から出たものであることが都計審で明らかになったが、区民はこうした経緯を知らされていない。 ・2023年12月には、都計審委員から「議論が尽くされていない」との懸念が出たのに、区は「(勝手に載せると決めてしまった) 意見書募集の区報掲載を取り消さない」からと意見書募集に強引に進めた。 ・90m案の時の意見書に在住者ではないと思われる賛成の意見書が数千通あったと記憶している。属性について明確にするよう陳情があり、80m案ではだいぶ減ったようではあるが、大企業の動員が背後にあったように思えた。 ・2024年には附帯決議もない上、三択という規定外の決をとるなど、審議会の進め方に不信感を覚えた。
6-1 同地区計画変更の決め方についてご意見などあれば、お書きください	市民社会と行政が、適切な力のバランスを持ち合うこと。また、公正な対話により、社会にとり最適な決定がなされることが大事です。そのために、かかる時間の長さを厭わず、本件の議論・プロセスに、両者で取り組むべきです。 日テレの言いなりにしか思えない 初動が間違ってしまったプラン、即座に仕切り直して、住民を安心させてあげてもらいたいです。住環境を守ると言えるのは区の仕事、積極的に前に出てもらいた 区役所が住所の意見を殆んど聞かずに住民を代表しない一部区長を誘導して強引に決めて行ったという印象は否めない 自治体の住民と事業者間の融和に関して積極性が欠ける 住民が知らないことが一番の問題。町会長は地元の意見を必ずしも反映していないし、在勤者の意見は業者ばかりで問題外。 住民(商売人が中心の町内会ではなく)の意見が反映されていない。

質問	コメント
6-1 同地区計画変更の決め方についてご意見などあれば、お書きください	①計画の前提になっている、「広場機能の拡充」「快適な歩行空間」がどこからどのように出てきて、そして決まったのか、質疑を経ても不透明だった。この前提を盾に、今の結論に導いているようにも見えた。（個人的には、公園やバリアフリーはあまり興味なし、日テレ通り沿いに緑が増えるのであれば嬉しいです。） ②D-1地区について、もともとC地区だった場所が変わるって部分は、もっと丁寧に事前に説明があるべきと思った。今日の説明の中で、C地区がどういう役割か、どこからどこまでか、A.B地区はどうか、という点は区民は詳しく知らないので、今日の説明を初めて聞いた区民にとっては、騙し打ち、と捉えられてもやむを得ないと思う。
コメント20人	・日テレ沿道協議会が長く検討してきたと言うが、商業地域中心で、参加者が限定されていたもので協議されただけだった。これを検討経緯に含めるのはおかしい。ある方がおっしゃっていたように、ここですべての住民を加えているべきだった。 ・90mは道幅に対しておかしい、と言われた時が起点だと思うが、誰が考えてもおかしい案が区から出されたのは異常だったと思う。それまでの議論にかけた税金を返してもらいたい。 ・なぜ一社だけの再開発としたかわからない。一大企業だけの再開発だったら反論をおさえやすい。今もその圧力を感じるし、区が提出者になったことで、事業者寄りである。この計画はおおもとからやり直すべきだと思う。 ・広場がほしい、という話は住民からは全く聞いたことがない。（会場質問者と同じ） 番町の庭と森を作り、イメージを植え付けて、利用者に広場があったらいいか、という誘導的な聞き方を何度もしていた。実際には超高層ビルの陰になり、今と全く異なることは明示されていない。（東郷公園の閉鎖時で広場の希望の回答が誘発されたこともある。今は東郷公園のほうのはるかに子供が多い。） ・広場の広さも容積率700%に緩和するための逆算だったとのこと。 ・都計審では16条に入るのは早いのではないか、と言っていたのに区が意見を聞いてからでもなんとでもなる、と言ったり、三択という本来やってはいけないことを止められなかったり、区の責任は大きい。 総じて大変卑怯なやり方だったと思う。
6-1 同地区計画変更の決め方についてご意見などあれば、お書きください	住民の意見を聞く場はあったが、それらの反映が無くて不思議だった、形式的なものだったのかなと区の姿勢を残念に思うようになりました。良い区だと思って住むことにしたのですが。
コメント20人	区の説明は「必要な手続きに則っての協議の結果が現状である」との事ですが、やはり全体として「初めに結論ありきで、そこに向けて周到な計画の下で特例の許可が進められている」という感が否めず、多くの皆さんの不信感の源もその点にあるように思えます。 このような大きな変更は関係住民に事前に十分に周知して地区の住民による意見交換後住民の希望として実施される仕組みが必要と思います。一企業提案のように実施されるのは不自然です。

質問	コメント
6-1 同地区計画変更の決め方についてご意見などあれば、お書きください コメント20人	日テレが、計画案を提示することを約した「沿道まちづくり協議会」に先立って、麹町出張所で開催したオープンハウス（2022年9月）で、区が、唐突に、広場が少ないことを二番町地域課題に設定しました。その根拠は、「広場があるとよいと思いますか？」に「いりません」と答える人は殆どいなかったとただけで、広場が課題とするデータを出せないことが明らかになりました。このように、日テレの要望にたどり着く為に、区は、事実と異なる説明や学識委員のコメントの部分的抽出と繋ぎ合わせなどを重ねて、環境まちづくり委員会への説明を急り、質問や再考要求を無視し続けて、16条・17条手続きを強行し、辿り着いた都市計画審議会でも、想定されていない3択採決、中身未定の付帯決議付賛成を無条件の賛成と併せて賛成多数として、次の都市計画審議会でも、附帯決議を付されて、可決されて、区長の諮問に答申した形になったものです。区が、日テレの採算確保の為に要求を叶えることに突き進んで決めた姿が丸見えになっています。手続きは進んでいるが、このままにしてよいはずはありません。幾らかでも正す為にも、区が附帯決議で求められていることを、正しい意味で、区に実行してもらうことが肝要です。
	日テレ側が町会長や議員と結託して計画を進めていると聞いています。 文教地域の静かな番町地区を守ろうという住民の意見を最優先すべきだと思います。
	最後の採決の直前に採決ルールの変更が急に強行された印象が強い。区は当初より一民間企業（日テレ）に偏ったスタンスで公的機関として問題あり。区民の意見要望より日テレの営利が重んじられた
	振興会→委員会→協議会 が内輪だけで（クローズで）報告もなく、同じ限られた委員で行われているのが問題。
	・日テレの超高層化で昼間人口が大幅に増えるのに、「夜間人口が増加しているから再開発が必要」という理由が根本的に非論理的。 ・住宅地を中心とした面の問題なのに、交通結節点の市ヶ谷駅を起点とする日テレ沿道という商業を中心とした、線での議論をする振興会や協議会で話し合ったのが間違いの元だった。今後もこの地域と混ぜた議論をしないでほしい。 ・「駅からのバリアフリー」が実現するかのような誤解を区も日テレも与え続けた。実際にはホームから25段もの階段を上らなければならない。（なんと日テレの担当者もこれを知らなかった） 住民には広場より駅のバリアフリーが課題である。間違った宣伝で、過大な期待を持たせて賛成票を集めたと言えるので、この決定は無効ではないか。 ・スーパーなど生活利便性ばかり強調し、マイナス面がデータや視覚的に説明されないまま決定されたことに大変不満を感じる。 ・日テレが「80mが認められないなら地下からのエレベーターを朝夜は一般に使わせない。地域貢献もしない。普通のビルを建てる」と、なかばおどしのようなことを言って賛成を誘導した。区もそれをいさめることがなかった。
	確かに、協議・検討を数多く実施しているのだろうが、それでもまだ不安・疑問が残っているのであれば、協議が充分であったとは言えないのではないか。10回でだめだったら100回、100回でだめだったら1000回。時間をかけるべき。
	「地区計画」決定の上に話しが進んでいる。住民置き去りだと思う。
	なぜ広場の大きさが決まっているのか理解できない。
8. 日テレ再開発について、ご懸念あれば、以下からお選びください。 （複数選択可）（その他欄に記載されたコメント）	適切とは言えない都市計画法の適用により、行われる再開発の実績ぐ一つでき、今後同様の事案が増える懸念。
	繁華街化による番町の品格が損なわれること。
	ビルの反射光、番町中央通りの交通量と安全
	広場でのイベントはやめてもらいたい。

質問	コメント
8-1. 具体的ご懸念：前の質問につき、具体的なご懸念があればお書きください。 コメント15人	賑わいと言う名の喧騒
	区や都が地区計画への介入に非常に消極的な件
	区の提案で広場が2500㎡になったと聞いたが、全然地元の要望ではない。アンケートも属性をはっきりさせないと、業者が住民の顔をして意見を言うようなことになってしまうという疑念が払拭できないし、以前そういう事があったと聞いている。
	現在の日本テレビ敷地内には公開されているスペースが複数ありますが、そのスペースで夜にビジネスマンや外国人がお酒を飲んで騒いでいるのを何度も目撃しました。また、お酒を飲んだ後に、そのゴミを私のマンション敷地内に放り投げられたことがありました。（犬の散歩中に実際に目撃。相手は酔っ払っていたので、怖くて注意できませんでした。）また、休日に番町の森に遊びに来ている方の車の路上駐車も困ります。
	反射光が極力ない設計、素材にしてください。
	広場＝公園というイメージが植え付けられているが、性格があいまい。番町の森で毎週のようにイベントが行われ騒音、火気、ごみ、違法駐車などで迷惑をしている。イベントは子供のため、など言えばなんでも地域貢献という理由がついてしまう。この地域では「静かに何もしないことが地域貢献」であることを事業者に伝えていただきたい。
	人口の増加により、番町の利点である「静謐な住環境」が損なわれることはハッキリしているので、出来る限り既存の法規制の範囲内での建築計画として欲しい。

質問	コメント
8-1. 具体的ご懸念：前の質問につき、具体的なご懸念があればお書きください。	●日テレ通りとその周辺生活道路（学園通り・文人通り・中央通り）の車道が狭いことが大きな地域課題です。都バスは停留所の通常の停車の間にも後続車の数珠つなぎで渋滞が発生しています。11月27日の小石川マンション火災では、道が狭くて消防車が水が届く距離まで近づいて放水できず、強風に煽られた火災を鎮火するのに8時間近くかかりました。番町も車道の狭さが類似の状況です。超高層のテナントビル建設による就業者の急増が引き起こすであろう車両交通量の増加は、危険性を増す深刻な懸念事項です。日テレ通りと生活道路における車両交通量を、建物規模から単純に通りの想定ではなく、日テレは制御できないテナント企業により増える屋間人口の数（例えば、4500人から10,000、或いは、12,000、人くらいまで）に即した車両の交通量を想定し、バス停周辺の渋滞悪化や、緊急車両の円滑な進入の確保状況の見通しを立てるなど、地に足を付けた影響検討を行って欲しいと考えます。このような検討を以って、上限700%に対して余裕を持った容積率の設定を考えてもらえると有難いです。
コメント15人	●都バスのバス停での渋滞の問題の解消を図るには、かざぐるまに加えて、都バスの番町バス停留所も、交通広場に持ってゆくことが有効な解決策になります。地域課題の解決を図りたい日テレにも、良い話ではないかと存じます。今まで真剣な検討を行ってこなかったとのコメントを頂きましたが、これからの取組みについて、教えて頂きたいと存じます。 ●ビル風については、環境調査の結果が問題ないことを以って建設された多くの超高層ビルで、竣工後に酷い状態になっています。区内でもサクラテラスや紀尾井町ガーデンもその例です。60mの日テレスタジオ棟周辺でもビル風で吹き飛ばされそうになったり転んでいる人を見かけます。「現在の一般的な調査方法で調査して大丈夫」との説明にとどまらず、懸念が払しょくできるように、容積率・高さなどの建物設計に反映する対応策を実施してもらいたいです。また、設計の仕方による対策が不十分で、実際のビル風が酷い状態になった場合は、日テレ自身が、挙げている、木を植えるなどの対策を行って頂く必要があります。ただ、有効な防風林にするには樹木を密集させて多数植える必要があり、地域貢献の目玉にしている広場や歩道のスペースを狭めるという矛盾が生じてしまいます。ここでも、超高層ビルを建てて地域課題を解決するというストーリーは破綻しています。 ●このような環境影響の懸念を払しょくする方策として、700%80mという上限値を余裕のある容積率・高さにして設計するように日テレを指導して頂きたいをお願いします。 ●そのように地に足の着いた検討・協議を行う為に、日テレがやっているという環境影響調査の結果は、日本テレビのサイト上など、一般区民が判り易いところのアップするなどして、公表の実を挙げるように、日テレを指導頂きたいをお願いします。見つからないのは、検索スキルの問題とのコメントを頂きました。区と日テレのそれぞれのアップされているところにアクセスする手順を教えてくださいをお願いします。 ●現在の南側に建物のない番町の森の開催イベントが、超高層ビル北側の街区公園並みの広場でも、同様に開催されるかのような宣伝がなされているように感じます。区の見解を聞かせて欲しいと思います。もし、違うのであれば、現在のイベントを感わすことがないような説明を行うよう、区から日本テレビに指導して欲しいと思います。もし、そうだとされるのであれば、変えて欲しいと強く思います。街区公園で2500㎡に空地が必要と言い続けられています。番町の街区内の住民が遊ぶ公園に相応しく、番町で行う必然性のないイベントを開催する場所ではないと考えられます。また、11月2日3日に開催された「番町たき火まつり」は、何箇所ものたき火から煙が幾筋もあがり、煙の臭いが立ち込めました。事前に許可している消防署も心配になったようで出動し、炎の高さを抑えるように指導していました。近隣では、多くの住民が、不安を感じました。水道施設もない、今の「番町の森」では、ますます危険です。たき火は、火災の二番目に多い原因です。千代田区が後援、日テレが協力しているとのことですが、それぞれどう考えているのか、見解を知りたいと思います。 ●「番町タウンミーティング」は、何回も開催されていて、区民が数々参加され、日テレからは社員数々と千代田区からは部長さんが来られて、千代田区が後援されています。今片側一車線しかない狭い日テレ通りに、イベントも予定する目的の再開発は、災害時の避難、救急対応が滞ることが予想されとても危険です。
	区政の腐敗。特定企業（日テレ）の優遇、癒着
	街が「はんか街」になるのが問題という意見に賛成です。
	単に80mでなく、一社の思うままに街が変わってしまうのが問題ですね。
	・スタジオ棟もビル風は大丈夫だとの試算に基づいて建てたのだろうが、じっさいはビル風がひどく危険であるという声が多い。まずここの改善策をとってほしい。80mの高さのものを造ればもっとひどくなり、ひどい箇所も増えるのは明らかである。
	上記の事項も大いに心配されるが、短期的な事業利潤、事業効率でなく、長期的な街の未来・環境への配慮を重要視しなければ、いつまでたっても開発の連続・連鎖から抜け出せなくなるだろう。
	近隣の静かさが失われ、住みにくくなる。

質問	コメント
	・日テレ通りを含め街としての総合的なプランがなく今後この地域がどうなるのか不安 ・セブンイレブンの所での弁当販売(屋)等があるなど交通に関しての整理が必要
9. 区に、本日の説明では聞き足りなかったこと、追加のご質問やご要望があればお書きください。	エリアマネジメントを営利企業である日テレ主体でやることを初めて知った。それであるならやめるべき
	何一つ、キッチンと明確な答えがもらえていない。
	本日の住民からの質問に対して、区の担当者の回答は歯切れが悪く、また納得できるような回答はほとんどありませんでした。本日の質問に対する明確な回答をお願いしたい。また、これまでの審議会や協議会が誤った判断をしていれば、正直に認めていただきたい。
	6-1の④で記載した内容については、ちゃんとした経緯があると思うので、どこかで回答して欲しいです。万が一なければ、なぜそうなったか、批判を受けても開示すべきです。
	①区は「意見は個々に聞く」と言うが、皆で話し合う中で情報交換ができる。附帯決議の「関係者すべて」の「融和を図る」ことが区に課せられていることが理解されていないように思った。 ②附帯決議付き決議の後、区が何をしてきたか不明。 ③今後の予定についても説明がなかったと思う。 ④「次世代シンポジウム」が前向きな話し合いの場とは到底言えない。 「懸念についても言っていただければ」と小さな声で言っていたが、「アイデア出し」より、「懸念を聞き、解消する会」が先であろう。 ⑤事業者とは密に連絡をとっていると聞く。住民とも密に接する必要がある。 ⑥「環境負荷調査」について、区や日テレのHPからは探せない。「検索すればいいだろう」という回答は不誠実。検索したサイトが偽でないとも限らない。正式にどこから入るのか、また説明会には内容を持ってきてほしい。 ⑦計画決定の経緯について住民に知られていないことがわかった。6の決め方のところで書いたように、非常に問題があったことを周知しなければいけないと思う。区は「決まったことだから」と言うが、決まるまでのことが附帯決議に影響していることも知られなければいけない。 ⑧都計審の委員長が都計審で「この話はずっと続く。区が努力しないと双方にとって不幸な結果に終わると思う。」と言われたと思う。これほど重いことを言われているのに、日テレのイメージ戦略を独り歩きさせて、区は責任がとれるのか、どうするのか。 よって、本日のような会の再度の開催を望みます。 日テレ通りまちづくり委員会の案を基に進めたとの主張でしたが、町会は住民を反映していなかったことは明らかなのに、動き出した自分達の姿勢を押し通されたことが、話し合いの場を重ねるにつれ分かり残念です。住民構成についてや町会長の集まりが町会会員の意見を反映していなかったことの認識はお持ちではないということでしょうか？

コメント10人

質問	コメント
9. 区に、本日の説明では聞き足りなかったこと、追加のご質問やご要望があればお書きください。 コメント10人	1. 附帯決議で区に求められていること、特に、「(2) 地区計画の決定事項である高さや容積率はそれぞれ上限を定めたものであり、事業者が地区の要望を受け止めて上限に対してゆとりを持った計画内容とすることを妨げるものではないので、今後の建築物の設計段階においてその可能性について事業者と十分に協議すること。」を、有効に進める方法として、環境影響を、例えば、増える就業者数を設定して交通量（人・自動車の数）の増加見通しをたて、道路混雑の解消や緊急車両進入確保の為に必要なことを設計に織り込むことを、その順番で行うことが、現実的と考えられますが、区は、どう考えるのか？別の有効な進め方を考えているのであれば、教えて欲しい。
	2. 同じく、附帯決議で区が切望されている、「全ての関係者がこの問題に関し前向きに話し合える場づくりに協力すること」に全うに取り組んでもらいたい。番町次世代シンポジウムは、「参加者は、区が応募者から限られた人数選定して決めること」「区の意に沿わない発言者は排除されること」等から、あって欲しくないものを聴く余地を設けていないと考えられ、「地区住民を二分するような事態」が継続しないようにする方向に向かったものではない。12月17日の説明会で出された多くの区民の意見を聞き、来られた職員が持ち帰って、来られなかった職員と共有した上で、区は、附帯決議で切望されていることに対する対応策とスケジュールを教えて欲しい。
	再開発と災害時の避難、救急対応はどのように対応する計画ですか？
	・「エリマネ施設」は今回の再開発の条件なのに、区の担当者は「なんだかわからない」との回答で驚いた。区内の他のエリマネ団体には区の職員が天下っていることがわかり、けっこう大変な問題なのではないかと思った。区職員の「あて職」、区議会議員の「個所付け」という慣習はやめたほうがよい。 ・環境負荷調査についてのデータを持参せず、「検索すれば出るだろう」というのは区の姿勢としていかかと思う。検索にかかるのが正確なものとは限らない。 ・今後の予定についての質問が多かったが、答えられていなかったように思う。
	日本テレビが具体的な建設計画が出たら、千代田区役所が日本テレビの担当者と、住民に対して説明会を開くのは当然のことと思う。
10. 上記以外に、ご意見などありましたら自由にお書きください。（任意） コメント14人	付帯決議(高さ)の部分の解決はどうなったのか、又、区としての努力はどのようなものか、説明すべき→説明してほしい
	活動の中心に携わる方のご尽力に感謝致します。
	初動から間違えていた。固執したため地域が荒れた。ここからはこれ以上、荒らさないように千代田区がより良い調整をはかって欲しい。
	今回意見を聞く機会を作って頂いたことに感謝します
	計画の最終的な作成に向けて、現在都計審の審査が終わり、現在日本テレビに計画作成のボールが渡っている状況だと思うが、日本テレビと行政の情報共有や連携が不十分だと感じた。行政の積極的な介入と情報提供をお願いしたい。
	何度も今回のような説明会を開き、地元住民の意見を聞くべき。

質問	コメント
10. 上記以外に、ご意見などありましたら自由にお書きください。（任意）	意見: 地区計画に反対 理由: 区や日本テレビは、二番町に2500平方メートルの広場を作る見返りに、建物の床面積の増床と高さ制限の80mへの緩和が必要と主張されておりますが、そもそも広場は必要ありません。現在の日本テレビ敷地内には公開されているスペースが複数ありますが、そのスペースで夜にビジネスマンや外国人がお酒を飲んで騒いでいるのを何度も目撃しました。また、お酒を飲んだ後に、そのゴミを私のマンション敷地内に投げ捨てられたことがありました。（犬の散歩中に実際に目撃。相手は酔っ払っていたので、怖くて注意できませんでした。）また、休日に番町の森に遊びに来ている方の車の路上駐車も困ります。番町の森で色々イベントを実施して、イベントに参加した方に「イベントができる広場があると良い」というようなアンケート結果を根拠の一つとして、広場の必要性を謳っているのかもしれませんが、そもそもイベントに参加した方はイベントに対してネガティブな意見を持つ方は少なく、広場があることで損害を被っている我々のような者の意見は無視されております。静かで落ち着きのある番町が好きで、一生懸命に働いて今の二番町の家を購入しました。広場は必要ありません。災害時も基本的に自宅避難のエリアですし、一時的な避難場所としての機能を持つ小規模な広場で十分であり、二番町に2500平方メートルの広場は不要です。
	千代田区民の声を届ける会のみなさま、説明会の開催、大変ありがとうございました！ 千代田区役所のみなさまもご説明とご対応ありがとうございました。前任の情報など全て把握されてないようにも見受けられました。大変だと思いますが、これからでもリカバリーできる部分はあると思います。特に区民との適切なコミュニケーションについては頑張ってくださいたいです。
	・区側は質問に正面から答えていないことが多かった。いつも一方向で考えているからか。 ・区は「まちなみを守る会」と何度も協議をしたとどこかで読んだが、「守る会」は住民代表ではないし、公開もされていない。それ自体は意義はあったかもしれないが、区は住民と話したと勘違いをしているように思う。 特に附帯決議以後は「すべての関係者」が関わることが必要なことを、区には再確認してほしいと思います。
	コメント14人
	経済効果第一ではなくて、未来に住み続けたい区、質の高い生活を保証する区を目指してほしいと思います。
	この計画は建前上正当な手順で進められてきているようです。区の担当者レベルに意見や不満をぶつけても担当者は何の権限もなく聞くだけで何の変化も起こりません。具体的にどのような方法をとればこの計画を変更等出来るかを探してみることでないでしょうか。例えば次の選挙で区長をこの計画に反対する人物をたてる、区議会議員選挙時に計画に反対かどうかを選別する、マスコミに訴える（最近はユーチューバーのほうが利くかな？）番町地区の住民の署名を集める（番町地区だけならそれほどの人数にはならないのでは）この手のことに詳しい方法を知っている人物、組織などを探す、その他。 住民に集まっていたくのであれば実効性のある方法を募集したり、検討する会のほうが有効ではと思います。何もできないならそれも答えです。
	エリアマネジメントについては、17日の区の説明は、「区は金を出さない。」「日テレが金を出すかもしれない。」「日テレからは何も発案がなく、未だ、話していない。」「日テレを含めて皆さんが立ち上げるものだ。」「広場は地区施設となり、区が日テレと協定を締結し、協定を通じて、ある程度は区が管理することはできる。」「今の番町の森は、私有地なので、区として特段に何か指導したりすることはできない。」などの発言があったが、住民のニーズの即した運営となるように、我々としては、有効な打ち手を考える必要があると感じました。
	区の説明を聞いても、区の公平性・公正性は感じられなく、区民としてとても残念
	①エリマネの出資者は日テレである ②振興会の段階から日テレが入っていた ③なんとなく広場がほしい、エレベーターがほしい、だから高層化だと決まったということがわかった。
	スタジオ棟を建てる計画の時からすでに開発を考えていたと思われる→スタジオ棟を建てる前の計画時から説明すべきであったのではないか。

環境まちづくり委員会 送付7-7

二番町地区再開発に関する話し合いの場に係る陳情

受付年月日 令和7年2月13日

陳 情 者 提 出 者 1 名

陳 情 書

二番町地区再開発に関する話し合いの場に係る陳情

令和 6 年 3 月 26 日開催の令和 5 年度第 6 回都市計画審議会では千代田区当局に対し「意見の対立により地区住民を二分するような事態が長期にわたって継続している」ので「地区内の融和に向けて事業者・関係住民・関係機関 などとともに真摯な努力を重ねること。」という附帯決議をつけて結審しました。

約 10 カ月経過し、本年の 1 月 12 日に「番町次世代シンポジウム」が開催されました。私は出席できませんでしたので、私も是非話し合いの場を作って頂きたいです。話し合いの場を作って頂くにあたり以下のことを望みます。

1. 二番町地区再開発についての話し合いの場をいつ、誰が、どこで開催するのかという手順・手続きを明確にして、住民に広く周知し、合意を得られるまで話し合いを重ねて下さい。
2. シンポジウムは一般的に公開討論会や研究発表会と訳され、「複数の専門家が特定のテーマについて、それぞれの視点から発表や議論を行い、参加者と質疑応答を行うイベント」だそうです。みんなで情報を共有することが大切です。また人口減少化社会に向けた都市づくりも考えなければなりません。専門家を招いた公開の場での開催を望みます。
3. 区のホームページにあった今回のシンポジウム募集のキャッチフレーズは、「二番町地区（日本テレビ跡地）の整備に関連して、番町地域を魅力ある楽しいまちにしていこうために」でした。この件について 2 点申し上げます。
 - ①住民意見が二分する論点の一つは「にぎやかさ」です。「楽しい」は時に「にぎやかさ」「喧噪」に通じます。次回は是非、「魅力ある落ち着いたまち」あるいは「教育と文化が香るまち」などの文言を使ってシンポジウムや話し合いの場の参加者募集と開催を望みます。
また、幼稚園、保育園、小学校、中学校が多い番町地区に不特定多数の人口が増えることに安全性の面で不安を感じます。安全性だけでなく、緊急車両の進入障害、環境調査の妥当性、問題解決策の検討など、超高層ビルが建ってからでは解決が難しい懸念事項が多々あります。これらの懸念事項の対策を考えることも住民の融和に繋がると思います。
 - ②「二番町地区の整備に関連して」ですが、昨年 12 月千声会主催の二番町再開発に関する説明会で区の担当者は「（シンポジウムは）二番町のことだけを話し合う場ではない」と発言されました。一方 1 月 24 日の環境まちづくり委員会の議事録（未定稿）では、「頂いたご意見、アイデア等を踏まえて、区は与件整理をしてまいります」と記載されています。与件整理をするための大変重要なシンポジウムであるという認識を事前に参加者にどのように周知したのか確認して下さい。
4. 与件整理、基本計画作成など今後のタイムスケジュールを公開して下さい。



環境まちづくり委員会 送付 7-16

二番町地区再開発に関する陳情

受付年月日 令和 7 年 5 月 21 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

千代田区議会議員 秋谷こうき様

陳 情 書

二番町地区再開発に関する陳情

陳情者:

住 所:

電 話:

1) 2023 年までに日本テレビから提示されていた様々な資料は、大変美しく夢があるように描かれています。木々の緑の量、日差し、子供を描くことによって広場が広く見える感じなど、事実と異なる錯覚を起こさせられると思われるような表記もありました。住民と事業者のイメージがかけ離れているので、その整合性を求めるのに時間とエネルギーが必要です。それよりは住民目線での具体的で現実に即した表現の方が、疑心暗鬼にならず前向きな話がしやすいです。配布資料*では、四番町にある番町の庭利用者アンケートで回答者の「90%が青空空地を求めている」という文言があります。利用者や幼稚園・保育園関係者が青空空地を求めることは一般論としては理解できます。しかし、具体論として二番町再開発に当てはめると、「高層ビルの北側あるいは高層ビルに挟まれた空間で、ビル風が吹き下ろす広場でもあった方がよい」と次の段階の質問もしなければ、真に住民や利用者の要望を聞いたことにはならないのではないのでしょうか。アンケート調査などを実施する場合は、表面的ではなく、住民や利用者の真意をとらえられるような段階的に踏み込んだ意向調査をして下さることを希望致します。

*2022 年 12 月 8 日都市計画審議会 配布資料1-2 都市計画提案の概要 p28

①~⑧の

2) 日テレは二番町 D 地区に賃貸オフィスビルを建設することにより、鉄筋コンクリート建築物の耐用年数約 50 年間の家賃収益を得ます。地区計画の変更に伴う、現行より 20m も高い地上 80m 以下の高さの緩和と容積率の緩和は、日テレが挙げている以下の地区施設等(上記資料* P33 ~36 参照)と採算のバランスが取れているのか、住民が納得できるよう採算の数字を示して説明して頂きたいです。行政はあくまでも中立・公平に住民が何を、その対価として何を失うのか事実のみを伝えて頂きたいです。

①地下鉄改札階 B1 から地上出口 F1 への エスカレーター(上下、計 2 台)

番町方面のホーム階 B2 から B1 へのエスカレーターは不明。

②改札階 B1 から地上出口 F1 へのエレベーター 1 台

③地下鉄通路拡幅

④歩道状空地

⑤地域交通広場整備

⑥番町中央通一部拡幅整備

⑦広場・緑地・交流拠点等の整備

⑧エリアマネジメント・防災機能



3) 今後、千代田区で行われる開発事業において住民が過大に期待するような「地域貢献」という言葉は行政は使わないで頂きたいです。その事業が「貢献」であるかどうかは、地元の住民が決めることではないのでしょうか。行政は開発事業を中立・公平に評価し、そのメリットだけではなく、デメリットも事実として住民にきちんと説明して頂きたいです。

また区議会には、その説明が正しく行われているのかをチェックすることを望みます。

4) エリアマネジメントの活動内容が不明です。エリアマネジメント棟だけ低層の施設にする理由も不明です。この施設の建設費や使用料は誰が、どのような形で負担するのか疑問に思います。情報をクリアに公開して下さい。

以上

環境まちづくり委員会 送付7-17

都計審の附帯決議に基づく適切な「前向きに話し合える場」つくりに関する陳情

受付年月日 令和7年5月23日

陳 情 者 提 出 者 1 名



2025 年 5 月 23 日

千代田区議会 議長 秋谷こうき 様

都計審の附帯決議に基づく適切な「前向きに話し合える場」づくりに関する陳情

陳情者氏名：[REDACTED]

陳情者居住所：[REDACTED]

(連絡先：[REDACTED])

都市計画審議会（以下、「都計審」といいます。）は、「二番町地区地区計画の変更」への答申に関する決議（以下、「附帯決議」）といっています。）において、「二番町地区計画の変更」に当たっては、意見の対立により地区住民を二分するような事態が長期間にわたって継続していることに懸念を示し、千代田区当局に対し地区の融和を図るため 4 つの事項の実施を要請し、併せて「全ての関係者がこの問題に関し前向きに話し合える場づくり」に協力することを切望します」としました。

千代田区民の声を届ける会（以下、「千声会」といいます。）は、地区住民を二分するような対立状態が継続し深まってゆくことがないように、昨年 12 月に誰でも参加できる千声会主催の区による説明会を実施しました。参加者からのアンケートでは「区の説明が不十分で再開発に納得できない」との意見が多く出ていました。

令和 7 年 1 月 12 日には、各方面のご尽力により、番町次世代シンポジウムが行われましたが、番町全体のまちづくりに関する希望を聞くもので、「二番町再開発」や「附帯決議」についての説明はなく、参加者も限定されていることから、附帯決議が求める「前向きに話し合える場」ではありませんでした。

二番町地区の融和を図るためには、都計審の附帯決議に基づく適切な「前向きに話し合える場」を早急につくる必要があります。そして、地区の融和を図るために「前向きに話し合える場」では、下記の事項が必要不可欠です。

（記）

- ① 「事業の具体化」（附帯決議の要請事項（1））に当たって地区内の融和に向かうように、地区住民のだれでもが参加できる場であること。
- ② 「事業者が地区の要望を受け止めて上限に対してゆとりを持った計画内容とすること」（附帯決議の要請事項（2））につながる「地区の要望」を出し合える場であること。
- ③ 「前向きに話し合える場」での住民の意見を踏まえて「与件整理」が行われること。

- ④ 住民が「事業の具体化」及び「建築物の設計段階」を理解し、意見が述べられるように、事業者が複数の案についてそれぞれ模型を作成し、メリット・デメリットをわかりやすく説明する場であること。
- ⑤ 地区の融和を図るために必要な回数を継続して実施すること。
- ⑥ 「前向きに話し合える場」の議事録を公表し、参加できなかった住民からの意見も積極的に募ること。

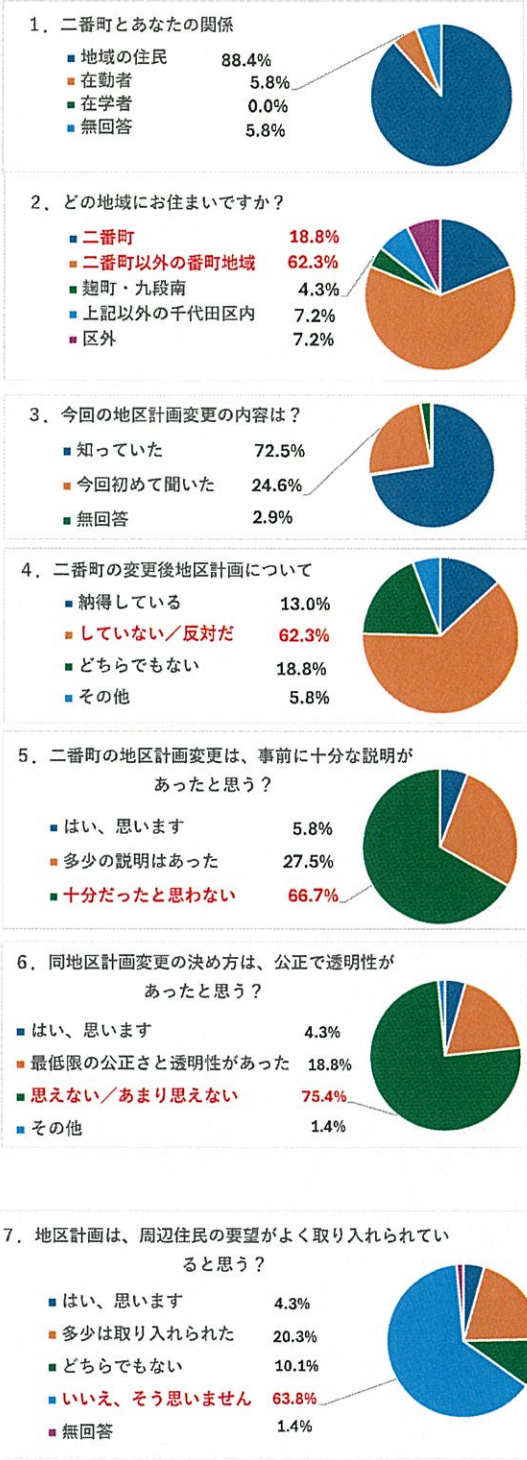
都計審の附帯決議に基づく適切な「前向きに話し合える場」づくりが早急に行われるように住民を代表する議会から執行機関に要請していただけますよう心からお願い申し上げます。

参考：千声会主催「区からの説明会」アンケート結果

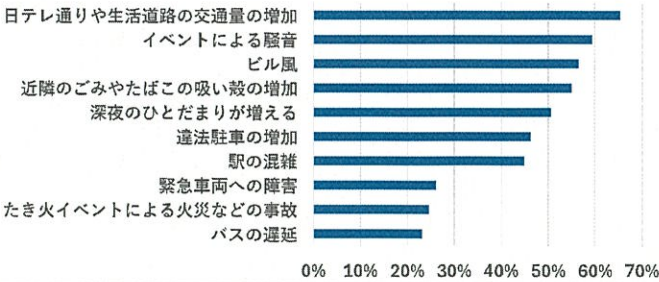
2024年12月17日 区役所による二番町地区計画説明会後のアンケート結果

(アンケート回答数=69)

質問	選択肢	回答比率	回答数
1. 二番町とあなたの関係	地域の住民	88.4%	61
	在勤者	5.8%	4
	在学者	0.0%	0
	無回答	5.8%	4
2. どの地域にお住まいですか？	二番町	18.8%	13
	二番町以外の番町地域	62.3%	43
	麹町・九段南	4.3%	3
	上記以外の千代田区内	7.2%	5
	区外	7.2%	5
	無回答	0.0%	0
3. 今回の地区計画変更の内容は？	知っていた	72.5%	50
	今回初めて聞いた	24.6%	17
	無回答	2.9%	2
4. 決定した二番町の変更後地区計画について	納得している	13.0%	9
	していない／反対だ	62.3%	43
	どちらでもない	18.8%	13
	その他	5.8%	4
5. 二番町の地区計画変更については、事前に十分な説明があったと思いますか？	はい、思います	5.8%	4
	多少の説明はあった	27.5%	19
	十分だったと思わない	66.7%	46
6. 二番町の地区計画変更の決め方は、公正で透明性があったと思いますか？	はい、思います	4.3%	3
	最低限の公正さと透明性があった	18.8%	13
	思えない／あまり思えない	75.4%	52
	その他	1.4%	1
7. 地区計画は、周辺住民の要望がよく取り入れられていると思いますか？	はい、思います	4.3%	3
	多少は取り入れられた	20.3%	14
	どちらでもない	10.1%	7
	いいえ、そう思いません	63.8%	44
8. 日テレ再開発について、ご懸念があれば、以下からお選びください。(複数選択可)	無回答	1.4%	1
	バスの遅延	23.2%	16
	たき火イベントによる火災など	24.6%	17
	緊急車両への障害	26.1%	18
	駅の混雑	44.9%	31
	違法駐車増加	46.4%	32
	深夜のひとだまりが増える	50.7%	35
	近隣のごみやたばこの吸い殻の増加	55.1%	38
	ビル風	56.5%	39
	イベントによる騒音	59.4%	41
	日テレ通りや生活道路の交通量	65.2%	45
	懸念はない		0



8. 日テレ再開発の懸念（全69回答中、懸念ありと選択した数の率）



環境まちづくり委員会 送付 7-29

二番町日テレ跡地再開発における安全・安心等に関する丁寧な説明を求める陳情

受付年月日 令和 7 年 10 月 7 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

令和 - 7 年 10 月 7 日

千代田区議会議員 秋谷こうき様

氏名 :

住所 :

電話 :

二番町日テレ跡地再開発における安全・安心等に関する丁寧な説明を求める陳情

住民の意見、質問に対して、十分な回答がないままに計画が進み、住民の発言の場は単なるガス抜きの
ような印象です。

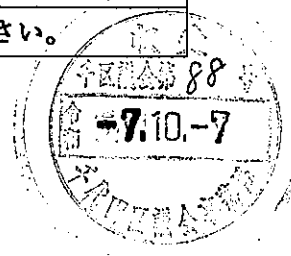
令和 6 年 2 月 8 日に開かれました都市計画審議会の議事録*にある専門委員のご発言に対しても、時間
的な制約があるにせよ、大切なことなので住民が安心するような説明や回答を求めます。

* 令和 5 年度 第 5 回千代田区都市計画審議会議事録 (令和 6 年 2 月 8 日開催)

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/31056/gijiroku-kakuteiko.pdf>

都市計画審議会の議事録内で気になる内容をページ・行、記載内容、千代田区への要望について表形式
で記載いたします。

頁 行数	記載内容	千代田区への要望
① P20 上 4 行	都の運用基準にのっとった算定の仕方で行くと、700%が妥当であろうと、今回の番町まちづくりに対して 700%が妥当であると言ったのではない。	700%の根拠を示していただきたい。700%が妥当となるエリアの例、番町エリアが妥当ではない理由などもお聞かせ下さい。素人考えですが、道路幅、人口数、文教地区などが考えられると思いますが、そのほかの懸念材料も教えて下さい。
② P20 下 5 行 p21 上 1 行	広場の実際の環境的評価が担保されているか・・・空間的评价で言ったならば、前よりも閉塞感が増して、圧迫感が増して、決して良いアイデアに改善されたとは言えない・・・精査する余地・・・700%が・・・一人歩き	この意見を受けて、何か検討がなされたのでしょうか？
③ P22 上 3 行	街区公園相当の広場を作るから 700%というロジック・・・(下 10 行) 1000 平米以下の街区公園がいっぱいある...	容積率も含め地域にとって負担のない憩いの公園を作ってほしいです。イベント開催や集客を目的とした公園はいりません。喧噪を伴う公園ではないことを確認して頂けますか。
④ P25	沿道まちづくりや商業の賑わいは大事・・・	議論する機会を是非作ってください。



上 4 行	後ろに控えている住居系複合市街地の住民にとって、住環境の向上に資する計画、デザイン、マネジメントを…もう少し議論していくべき	
⑤ P25 上 8 行	この議論が 20 年後、30 年後にどういう再開発であるべきかがあまり議論されてきていない	現行の計画は目先の採算、1 社だけの利益だけを追っている感じがします。長期的な展望がなく、魅力を感じません。日本の、東京の、千代田区の今後の人口動態、就労形態と千代田区における今後の開発に関する方針をお聞きかせ下さい。
⑥ P25 上 10 行	ゼロカーボンシティやレジリエンスの都市を議論している中で…防災…とか、自立可能エネルギーをどうするかとか、災害時に地域に対してエネルギーを供給できるような形を作るとか、そういった次世代を見据えた議論がほとんどされていない	一般住民とは異なる専門的お立場からの貴重なご意見です。このようなご意見を拾い上げてきちんと検討していただきたいです。現時点での区の見解をお聞かせ下さい。
⑦ P30 下 12 行	人々の安全、そして子供たちの未来…を考えると、…7 万弱の人口に対して 85 万人が訪れて、もっと多くの人たちがこの町に集う、…	数値の根拠について知りたいです。また、まったく想像がつかないので、この人数が町にいる映像(絵)を見て視覚的に確認してみたいです。日テレから示される空地や歩道の絵は子供が多く描かれていますが、大人が多い商業地区としての絵を見せて下さい。
⑧ P31 下 15 行	二番町地区は中層・中高層の住宅系の複合市街地及び文教地区…	都市マス、地区別方針の中に「文教地区」が加えられたことを、開発にかかわる関係者全員が共通認識として意識しなければならないと思います。「文教地区」に対してどのような配慮をされていますか。
⑨ P47 上 11 行	基本計画とは…都市計画マスタープラン…どう読んでも、ここは住宅の閑静なところ…。基本計画を作るのであれば…基本構想ぐらいは行政が整理しなくては…。	番町の将来像について、住宅地や文教地区と考えているのか、あるいは商業地区と考えているのかお聞かせ下さい。
⑩ P67 上 2 行	高さの制限に比較して、…質として…(容積の)議論が足りなかった…	建てるのなら、徹底的に議論してよいものを建てていただきたいです。

よりよい町づくりのために、開発賛成派と反対派が歩み寄らなければならいので、利害関係のない専門的な立場のご意見をお聞きしたいです。よろしくお願い致します。

以上

〈確定稿〉

令和5年度 第5回 千代田区都市計画審議会議事録

1. 開催年月日

令和6年2月8日（木） 午後3時00分～午後6時56分

千代田区役所8階 区議会第1・第2委員会室

2. 出席状況

委員定数20名中 出席20名

出席委員 <学識経験者>

【会長】岸 井 隆 幸	（一財）計量計画研究所 代表理事
柳 沢 厚	都市計画家
加 藤 孝 明	東京大学生産技術研究所教授
木 島 千 嘉	神奈川大学等非常勤講師
三 友 奈 ヲ	日本大学助教
村 木 美 貴	千葉大学大学院教授

<区議会議員>

岩佐りょう子
小 枝 すみ子
桜 井 ただし
林 則 行
はやお 恭 一
春 山 あすか

<区民>

石 垣 曜 子
中 原 秀 人
服 部 記 子
細 木 博 己
諸 亨
山 田 ちひろ

<関係行政機関等>

福 山 隆 夫	麹町警察署長（代理出席：菊池交通課長）
佐 藤 睦	麹町消防署長（代理出席：稲村予防課長）

出席幹事

古 田 毅	政策経営部長
印出井 一美	環境まちづくり部長事務取扱環境まちづくり部環境まちづくり課 総務課長
加 島 津世志	まちづくり担当部長

〈確定稿〉

関係部署

山 崎 崇	環境まちづくり部環境政策課長
古 川 裕 之	環境まちづくり部ゼロカーボン推進担当課長
神 原 佳 弘	環境まちづくり部道路公園課長
須 貝 誠 一	環境まちづくり部基盤整備計画担当課長
武 貴 志	環境まちづくり部建築指導課長
柳 晃 一	千代田清掃事務所長事務取扱環境まちづくり部参事（連絡調整担当）
緒 方 直 美	環境まちづくり部住宅課長
江 原 達 弥	環境まちづくり部地域まちづくり課長
榊 原 慎 吾	環境まちづくり部麹町地域まちづくり担当課長
大 木 龍 介	環境まちづくり部神田地域まちづくり担当課長

庶務

前田美知太郎	環境まちづくり部景観・都市計画課長
--------	-------------------

3. 傍 聴 者

81人

4. 議事の内容

議案

【審議案件】

議案－1 東京都市計画地区計画 二番町地区地区計画の変更

5. その他

〈配付資料〉

次第、席次表、千代田区都市計画審議会委員名簿

千代田区都市計画審議会条例・運営規則、千代田区都市計画審議会付議文（写）

議案－1 東京都市計画地区計画 二番町地区地区計画の変更

資料1－1 意見書の要旨

資料1－2 二番町地区のまちづくりについて

〈参考資料〉

参考資料 令和5年度3月時点の都市計画案

〈確定稿〉

算入するほうが妥当なのではなかろうかとか、ここはここまでを空地として認めるのは甘過ぎるのではなかろうかとか、まず幾つか指摘をさせていただきました。その時点では私の個人的な意見だったので、それを前提に第1回専門家会議のときに、ほかの先生のご意見も仰いでいただく場を持った。そのときに、その結果として、都の運用基準にのっとり算定の仕方でいくと、700パーセントが妥当であろうと、今回の番町まちづくりの計画に対して700パーセントが妥当であると言ったのではなくて、最初に運用基準にのっとり算定すると確かに700パーセントになりますというのが第一弾にあったはず。それで、この専門家会議のときだけではなくて、都市計画審議会の場合でも、これもあくまでも学経委員全員の話ではなくて私の個人的な意見ですが、都の運用基準にのっとりだけではなくて、それはあくまでもよりどころではあるけれども、それを上回ったり下回ったりするところは区に判断基準が委ねられているのではなかろうかと。それで、このエリアについては、私個人の意見としては、少なくともそれをもうちょっと抑えたほうが望ましいのではないだろうかとの意見も申し上げながら、専門家会議の中でも、上限としてというか、取りあえずよりどころとしての算定基準としては今の計画は約700パーセントになりますというところだったはず。それが何となくいつの間にか運用基準のチェックをした700ではなくて、この計画は700パーセントが妥当であるとすり替えられている気がして、そこについては正直フェアではないとの気持ちを持っていました。

700パーセントのよりどころになっている事業者さんの利益はもちろん、今回の計画の地域貢献としての部分は、当然、要望もあるし、全部果たされるべき対象だと思っています。けれどもその対価として、総合設計をしたときに対して3割増しとか2万平米増しが妥当かどうか、700パーセントを認めるのが妥当かどうかについては根拠は私たちにもきちんとは示されていないという認識で私個人はおります。700パーセントは、今の計画に対しての都の算定基準にのっとれば700パーセントは妥当でしょうということだけは確実だと思うのですが、その部分のニュアンスは、もう少しやはり正確に数字を出してほしいし、容積増に対しては、ある一定の権利は認められていると思うのですが、やはり区として、本当に、今、地域貢献をしていただく対価としてプラス2万平米とかプラス3割増しが妥当かどうか、議論し尽くされました、だから言っていますと言われると、その時間を与えられていなかった気がして、ちょっと不服を申し上げたい気がします。

それと、もう一つは、もちろんこれはこの後ほかの方々のいろいろな意見もあるかと思いますが、正確に言うと、この3回ぐらいの専門家会議を経ての改修案として、高さに対して一定のまず街並みの60メートルをベースにはいなかった。そういうところに対しては、私はもちろん不満な方もいらっしゃると思いますが、一定の歩み寄りがされた成果は出ていると思っています。ただ、その一方で、フットプリントが増えて、それから2,500平米は確保されているけれども、その一部はピロティ状になったり、建物のプロポーションとしての幅が広がることで、実際の広場を2,500平米確保している点についての質は担保していると記述されていますが、では、その広場の実際の環境的評価が担保されているかと言ったならば、私は、どちらかというと、この中で建築系が専門で、ほかの手続きはそんなに専門ではありませんけれども、空間的な評価で言ったならば、前よりも閉塞感が増えて、圧迫感が増えて、決して良いアイデアに改善されたとは言えないと見ています。だから、高さもきちんとクリアしつつ、両方やるとしたならば、本来であれば容積率のところももう少し歩み寄って、この高さ制限の中でこの広場を確保するときに適正な容積がどの

〈確定稿〉

ぐらいなのかは、まだ精査する余地が本当はあるのではないかという気持ちです。ただ、いつの間にか700パーセントが認められたのが一人歩きしているのに対しては、今まで何回かオンラインで申し上げる機会を逸してしまったのは、タイミングが悪いと怒られるところもあるかと思います。でも、ここで一度申し上げておきたいと思っております。もちろん実際の設計になったならば、この与条件に対して、当然、設計者は少しでも圧迫感を改善しようとか気持ちよくしようと努力すると思います。ですけれども、そんな設計の工夫に委ねる前の都市計画レベルで、誰が標準的な設計をしても良い環境が得られるというベースを規定するのが、それぞれのデザインに期待するのではなくて、デザインが多少ひどくてもというか、標準でも、きちんと担保されるベースの枠組みをつくるのがここだと思うのです。それに対しては、今のところの容積が本当に適当なのかは、全部、学経委員がいいと言ったと言われるのは、異議申立てをさせていただく機会を頂ければと思っております。

【会長】

はい。ありがとうございました。

少しお答えになりますか。

【委員】

少し別の意見を言いたいので、あまりこの件について話す時間を取りたくないのですが、今のご発言については、まずは都の基準でいけば700パーセントはカウント可能だとなったのは事実です。まさにそういう議論だったのです。その後、しかし700パーセントがこの場所に本当に妥当かどうかは議論がいるというご発言があったのも私は記憶しています。ただ、それについては、容積自体を言わば700パーセントは多過ぎるので650パーセントぐらいに抑えたらどうかと、仮にそういう議論を出すとするれば、相当、別の詰めが必要なので、今ここではそれは難しいのではないかとというのがそのときの雰囲気だったと思います。

【会長】

はい。

【委員】

おっしゃるとおりで、700パーセントという、では何なのかということも、常任委員会でも確認しました。そこのところは490幾つだったか70だったか、そこところはいろいろな地域貢献だとか何かで対応して、220パーセントが結局は2,500平米の広場相当を確保することによって容積が上積みになったのです。それが分かったので、私が言ったのが、この広場の2,500平米が事業のありなしを決めるぐらいの大変な話だから、ここについては地域の確認をしっかりと丁寧に行っておかないと、この事業自体の本質が見えないとは委員会で行いました。ですから、私も700パーセントについては疑問に思って、運用基準、そしてまた地区計画の内容を全部読んだ上で執行機関に確認したところ、明らかに常任委員会でも、結局は広場相当を確保することによって200パーセントの容積が確保されたことは紛れもない事実です。

以上です。

〈確定稿〉

【会長】

はい。関連でよろしいですか。

【委員】

はい。関連です。

私も今のポイントが重要だと思っています。というのは、街区公園相当の広場をつくるから700パーセントというロジックになっています。街区公園について、先ほど区役所から250メートルの範囲内で街区公園をつくらなければいけないという説明でしたか。榊原さん、そうでしたね。それと、この国交省のホームページのところを見せていただけますか。これは今でもそうですか。僕が調べたら、国交省のホームページは250メートル当たりにつくれとは、どこにも書いていないのです。そもそも距離は書いていないのです。榊原さん、チェックしていただけますか。それをチェックしていただく間に、それで街区公園とって、私も最初に学経委員の方々が三つの数字、2,500平米、80メートル以下、それから700パーセントというお話をさせていただいたときに、これは大枠だと思ったのです。すなわち、この器に入るような計画を出してくださいとおっしゃったと私は理解しました。それで、この中で一番大きいのが広場で220パーセントですか。それは街区公園である。ただ、先生たちは街区公園並みとおっしゃって、街区公園にしるとはおっしゃっていないわけです。これは私有地でしょうから、そもそも街区公園にはできないでしょう。それで、私も街区公園は一体何だろうと調べたら、国交省の、今、区役所が言っている箇所に書いてあるのは、「主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1か所当たり面積0.25平方メートルを標準として配置する」と書いていて、250メートルごとにつくりなさいとはどこにも書いていません。これをチェックしてください。

もう一つは、では現実のものとしてどうかは、昭和31年にこの都市公園法が施行されたいのだけれども、その後、設定された街区公園5か所、1か所4,600平米があるのです。だけれども、残り4か所は全て1,000平米未満です。そうすると、理想としては2,500平米でしょうと。これはオーケーだと思います。では、どのくらいの間隔でやるかは、何も書いていません。これは区役所が指導していくものだと思います。それで、1,000平米以下の街区公園がいっぱいあることはそれぞれの事情があったのではないかと思うのです。そもそも面積が少ないとか建物があつたとか、何かいろいろな理由があつたと思うのです。番町にある理由は、番町は住宅街で、街区公園をたくさんつくるのはもちろんいいのだけれども、それをやることによって超高層ビルが建つのはよくないのではないかと思っている人がいる。それを要素に入れて、では何平米ぐらいがいいのかと決めるのは区役所の仕事ではないのかと私は思っているのです。その議論がなくて、もし2,500平米のものをつくれと日テレに指示されたのであれば、これは学経委員の検討事項をそのままきちんと伝えたことにならないのではないかと。また、事実誤認もあるのであれば、この指示自身が私は信頼性を失う気がしております。

【会長】

はい。まず、誘致距離250メートル、一般的には皆そう言っているのですけれども、書いてあるか書き

〈確定稿〉

していくので、やはりそういうことをきちんと考えて、計画について議論するべきではないかと思っています。

それと、私自身は、委員会でも、今回の意見書の要旨の中にも、反対の方にも賛成の方にも多くの方が住環境をどうするのだとの意見がすごく多く見られています。やはり確かに沿道まちづくりや商業のにぎわいは大事かもしれませんが、後ろに控えている住居系複合市街地の住民の人たちにとって、住環境の向上に資する計画、デザイン、マネジメントを番町中央通りの双方向通行化になることも人中心のまちづくりという今後の区の方針に沿った形で住環境に資するものをもう少し議論していくべきではないかと思います。

長くて、すみません。3点目、もう一つ、個人的な意見ですが、ごめんなさい。この議論が20年後、30年後にどういう再開発であるべきかがあまり議論されてきていないように感じています。この何年間も高さの議論に終始してきたことが続いていることをすごく残念に思っています。区としてもゼロカーボンシティやレジリエンスの都市を議論している中で、この再開発が、例えば防災であったりとか自立可能エネルギーをどうするかとか、災害時に地域に対してエネルギーを供給できるような形をつくるとか、そういった次世代を見据えた議論がほとんどされていないのはとても残念です。ぜひ、そういった将来的なまちづくりはどうかを委員会も含めて議論していくことが必要なのではないかと思います。

最後に、本地区計画に反対した場合、または否決された場合、このような地域貢献メニューが許認可要件とならなくなって、事業者に求めるのは、やはり行政として要望事項以上にはならないのは委員会でも確認している上で、先ほど委員がおっしゃられたように、この計画によってこのような地域貢献が実現性が担保されていることはやはり理解していく必要があると思います。

以上です。

【会長】

はい。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

では、委員。

【委員】

重複すると思うのですが、私が子どもの頃、昭和30年の初め頃、番町には、2階建て、7メートルぐらいの高さの家しかありませんでした。それが、時代の変遷とともに、10メートル、20メートル、30メートル、40メートルとなりまして、昭和30年から数えて50年後、現在から遡ること20年前、最高50メートル、総合設計で60メートルと、だんだんに高くなっていきました。今回、日テレさんから80メートルの案が提示されましたけれども、徐々に高くなっていくのはもう時代の流れかと思って、何の違和感も感じませんでした。建物高さは時代とともに高くなっていくもので、反対している人がなぜ60メートルに固執するのか、この問題に既にもう5年間携わっていますけれども、いまだに理解できない状態です。

もともとこの60メートルは、今から20年前、一番町のクラブ関東の跡地に東急が100メートルのビルの建設計画を発表したことが発端です。クラブ関東の跡地に100メートルのビルができることで一番町

〈確定稿〉

公園などは1,000平米以下のところもたくさんあると。そういった事例もある。つまり2,500平米は上限でというよりも、それぐらいという、それが上であって、それ以下でも幾らでも裁量があるという考え方。私などは、逆に2,500平米並みということは、そこを基準にそれより増えるものは構わない。それぐらいの広場は必要だけれども、その程度は確保してという最低基準だと思っていた。その言葉ですけれども、そこでやはり立場が違うと、すごく解釈が違うと思いました。意見書の中にも、広場は要らないという意見から、そんなに要らない、あるいは2,500平米は大歓迎だと、本当に広さに関しては感覚的なものですので、今回、この街区公園並みという表現を使われたことに対して、もう少し補足的に、やはり広さとしてある程度担保する必要があるというご説明なのか、これぐらいは仕方ないという、ニュアンス的なものになってしまうのですけれども、その決められた経緯を教えてくださいたいと思います。

【会長】

はい。これも先ほどの。

【委員】

どなたかがおっしゃったように、街区公園並みのものを確保しようというのは専門家会議で議論されました。だけれども、具体的な面積は出しておりませんから、それ以後のやはり区の内部での議論で2,500平米は別途出てきたと私は理解しています。

【会長】

はい。あと、お一人。先ほど手が挙がった、3人、いらっしゃいますね。

では、順番に、先にまだご発言されていない方からでよろしいですかね。先に。

【委員】

意見になりますけれども、反対の立場の方も、賛成の推進派の立場の方も、それぞれ本当に素晴らしい意見だと思います。ただ、都計審メンバーとして決めなければいけないことは、やはりこのまちの人々の安全、そして、子どもたちの未来だと思うのです。それを考えると、いつも委員会で言っていますが、7万弱の人口に対して85万人が訪れて、もっと多くの人たちがこのまちに集う、と。今年の1月1日に能登で大きな地震がありました。やはり、僕たちは、想定外ということを本当に気にしながら、いろいろなことを考えていかなければいけないと考えています。そうすると、例えば、今、何メートルですとか、公園の広さがどうだとか、広場の大きさの話をしていますけれども、では、例えば、何かあったときに、この広場の大きさでお年寄りを守れるのか。250メートルがどうだとかという数字の話が出ていましたけれども、では実際にそれで足りるのか。そういうことを考えると、やはり、それは、起こってはいけないことを想定して、向こう20年、1回建てたら機能更新まで50年。そういったことを想定して対策を取っていかなければいけないのではないかと思います。

特に、もう、反対の方に対して、これはやはり説得を続けていかなければならない、理解していただかなくてはならないという話し合いは続けていく必要があります。だけれども、一つ、学経の先生方、そして、区

〈確定稿〉

議の先生方というのは、この机の常識ではなくて、やはり人命に対して向けていただきたいということをごく思います。反対派の方の思いを聞いて、それでもやはりこれは進めていかなくてはならない、人命を重要にしていかなくてはいけないということ。まず、ここにいる人たちは、恐らく、例えば、私もいろいろな区の会議体の委員ですとかをやらせていただきましたが、その中で憩いの創出ですとか、それから交流の場とか、そういったことを考えて勉強して、つくり上げてきているはずなのです。ですから、先ほどどなたかがおっしゃっていましたが、広場が要らないとか、それから、意見書にもありましたけれども、にぎわいが要らないということは、やはり、そういうまちの発展、子どもたちの未来を否定するものだと思います。

ですから、そこで、例えば、日テレさんがバリアフリーを進めて、これは先ほどありましたけれども、そこに住む住民を優先してというか、そういう人たちのためのものと考えていると。これは、つくったらつくりっ放しというわけではないです。ずっとそれは日テレさんが責任を持って、区と一緒につくり上げていくものと考えたときに、反対する要素はどこにもないというか、もう待ったなし、防災の観点においても、やはりこれは止めてはいけない案件だと非常に強く思います。

以上です。

【会長】

はい。

あと2人挙がっていたので、先に委員から行きましょう。

【委員】

はい。意見書における本質的な課題に関する質問です。二番町地区は中層・中高層の住宅系の複合市街地及び文教地区でありますから、当然、学校の意見がとても大事だと考えています。個人情報とか法人特定を避けるために名前は出しませんが、100年を超える伝統的な学校から、かねてより意見が出ています。

そこで、質問が三つあります。1、区は、これらの学校法人に対して、説明や合意形成のために何回ぐらい、何時間ほど費やしたかを教えてください。2番、区は、意見書に出てきている彼らが認識する課題は何と理解していますか。ここに挙がっている字面ではなくて、フォーカス、概要というか、ポイントだけでいいです。3番目、区はその課題をどのように解決しますか。解決していないから意見書に書かれているとの理解ですが、それで合っていますか。

以上3点、区からお願いします。

【会長】

はい。区からお答えをとということですが、分かりますでしょうか。学校法人に特別に対応されていらっしゃるかどうかも含めて。

【麹町地域まちづくり担当課長】

はい。ご説明をいたします。

個別に学校へこの計画に関しての説明等を行う機会については、ございませんでした。対して、地権者に

〈確定稿〉

また、例えばランドスケープ等で、木の見え方だとか植栽の在り方だとか、そういったところがどう見えるかも含めて、低層部の詳細が決まってくる。そういったものを踏まえて、建物の高さが最終的に決まってくるのだらうと思っています。その中で、80メートルという上限を決めた中で、下げてもらおう努力を、区も積極的に日本テレビに、言い方は悪いかもしれませんが指導することは、これはそういうお約束はできるかと思っています。一方で、そうではないと、委員が言われるようなことであれば、ここはもう、この案が駄目だというような、否決していただいたほうがいいのではないかと考えています。

【会長】

はい。どうぞ。

【委員】

いろいろもう言うつもりはなかったのですが、やはり運用基準を読ませていただくと、基本計画がなくては行けないと。では、この基本計画とは何かといったときに、これをどこに求めたかという、都市計画マスタープランだった。では、都市計画マスタープランはどうかといったら、どう読んでも、ここは住宅の閑静なところという話になるわけです。変えて、そしてまた、都市計画図書を変えていくのは構わないです。でも、そこについて、何が問題かという、今の議論が何で二分するかという、都市マスで議論しようとするところに問題がある。基本計画をつくるのであれば、本来であれば、ここの地区計画のこの場所について再地区するところの基本計画、せめて基本構想ぐらいを行政が整理しなくては行けないのだと常任でも言いました。つまり、戻るところがないのです。子どものためとか何々のためといって。では、そのためだったら高さはいいだろうとか、そのためだったら広場はこれぐらいにするべきだと。その戻るべき議論ができないように、そこをなぜつくらなかったのか。何でそういうようなあれだったのか。だから、普通の建築の視点から考えたら、確かに建蔽率の高い建物だったら、格好が悪いですよ。だけれども、戻るべき考えが整理されていないところに問題があると私は思うので、ここのところに、何で基本計画をこの地区に対してつくらなかったのか、そこは、もう一度、最後、それでなければ、僕は今回は継続だと思っています。

【会長】

今のはご質問ですか。

【委員】

質問です。だから、基本計画を、何でこの都市マスに求めたか。それは合法的だけれども。何でつくらなかったのか。

【会長】

基本計画とおっしゃっている意味は、個別の敷地の基本計画ということですか。

【委員】

〈確定稿〉

今、80メートルかという、そこだけを取り上げられたのですが、条件はいろいろありました。例えば私は今、個人的には、現段階では、高さの制限に比較して、容積の議論が足りなかったと思っているのです。それは、つまり広場を、2,500平米なのか2,000平米なのかの話もあるかもしれない。2,500平米が、例えば防災上は余地はあるかもしれないけれど、日常的に使うのに、きちんと適した空間環境を確保できた2,500平米なのかは、実は高さだけではなくて容積との条件でも十分変わるはずだということところがスルーされているのが、質として、ちょっと議論が足りないのではないかと。だから、先に表明していいのかそういうのはよく分からないのですが、そういう意味で言うと、私は今の案に対しては反対だと思っているのです。でも、それは80メートルを許容するかどうかだけと言われたら、少し乱暴過ぎて、そう議論を一くくりにされていくと。

【会長】

今のは、たまたまそうおっしゃっただけで、案としては全体の案なので。

【委員】

はい。だからその、まとめはやめてほしいと思うのですけれど。

【会長】

説明の仕方がちょっと片手落ちだったという感じだと思いますけれども、もう大体よろしいですか。もう一度、皆さんのご意見を整理したいと思います。反対の方は当然いらっしゃるので、反対のご意見がある。それから、今の枠組みを尊重して進めればいいではないかという賛成の方がいらっしゃる。賛成なんだけど、附帯条件をつけてやらなければ賛成にはなかなかいかないけれど、基本的な枠組みについては賛同している方がいらっしゃるのではないかと。その3択をして、賛成か反対かについては一旦は分かりますので、全体としての議決は、賛成か反対かが決まる。その上で、賛成だけでも附帯決議をつけるべきだとかお考えの方が多い場合には、附帯決議の内容について次回までに素案を考えてみて、皆さんにまたご意見を頂く。附帯決議をつけるけれども、これはやはり信用できないという方は、多分賛成できないというところに入れていただくしかないのだろうと思います。

【委員】

附帯決議は要らないと思います。もう、80メートル、2,500平米、700パーセントで、これでどうですかと。バリアフリーとかいろいろなものも提示して、それでやってくださいと話を続けてきているわけですから、例えばこれが、では79メートルだったらいいとか、75メートルだったらいいとかという話ではない。600パーセントだったらいいとかという話ではなくて、これで、例えば2,500平米で広場どうのこうのという話なので、附帯決議がつくとかの話は、エリマネの団体ができて、そこで、こういうものにしていきましょうとかというような話をするべき問題で。

【会長】

環境まちづくり委員会 送付 7 - 30

二番町の日テレ跡地再開発における地域貢献と加算容積率に
関する説明を求める陳情

受付年月日 令和 7 年 10 月 7 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

令和 - 7 年 10 月 7 日

千代田区議会議員 秋谷こうき様

氏名 :

住所 :

電話 :

二番町の日テレ跡地再開発における地域貢献と加算容積率に関する説明を求める陳情

二番町再開発において、事業者と住民との間の溝を埋めるために、次のことに対する共通理解が必要だと思いますので説明をお願い致します。また、長い歴史の中で培われてきた番町の落ち着いた閑静な環境という無形の価値に対し、それを存続させる意味をどのように考えているのかをお聞かせください。

① 地域貢献の内容の確認をお願いします。

加算容積率が地域貢献度と等価であるいはそれを上回らないことを明確するために、計算の根拠と過程を説明して下さい。「これだけの地域貢献は他に無い」と言われても、住民としてはそんなに貢献を受ける実感はありません。数値化して説明して頂けると有難いです。素人なので専門的なことは理解できないとは思いますが、知る権利はあると思います。

②バリアフリーは地域貢献としてはわかりやすいですが、交通広場、公開空地は100%住民のための地域貢献になるのでしょうか。日テレや新ビル利用者も恩恵を受けるのではないですか。その分は差し引いてあるのでしょうか。

③バリアフリーと言ってもB1とF1間だけのバリアフリーの価値も明確化してほしいです。エレベーターはビル全体のものとは独立していますか。B1から最上階までのエレベーターであれば、ビル利用者も使用すると思います。

④エリマネージメント（以下、エリマネ）棟についても同様に、本来なら区が負担すべきものではないのでしょうか。エリマネ棟の地域貢献としての意味は何ですか。

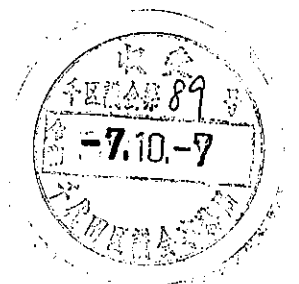
区の負担＝住民の負担なのですか。

家賃収入が見込めるのであれば、これは日テレの賃貸事業であり、地域貢献とは別に考えるものではないのでしょうか。つまり、加算容積率には入らないと思います。

エリマネ棟は区への無償貸与ですか。区と棟に入るエリマネ会社間では賃貸契約は結ばれないのかなどが不透明です。

よろしくお願い致します。

以上



環境まちづくり委員会 送付 7－33

日本テレビによる二番町計画についての環境影響調査の説明を求める陳情

受付年月日 令和 7 年 10 月 23 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

千代田区議会議員 秋谷こうき様

令和7年10月23日

氏名：

住所：

電話：

日本テレビによる二番町計画についての環境影響調査の説明を求める陳情

9月の環境まちづくり委員会では、二番町の日本テレビ跡地の再開発について、基本計画の策定を要請しているとのことでしたが、これは与件整理の完了を待たずに基本計画が作られることになり、これまで区が説明してきた進め方と異なってしまいます。

基本計画がないと懸念事項も浮かび上がらず議論が進まない、とのことでしたが、すでに事業者である日本テレビが行った「環境影響調査」があります。

これは二番町再開発が周辺に大変大きな影響を及ぼすことが数字で示された重要な資料ですが、日本テレビ放送網株式会社のサイトにはなく、大変わかりにくいところにあり、住民にはほとんど知られていません。まずこの説明を事業者（日本テレビ）からさせていただけば、基本計画を待たずに、住民等関係者側から生活感覚に合わせた問題点が具体的に述べられると思います。

この「環境影響調査」と「基本計画後の環境影響調査」は大きく違うはずはないので、まず第一にこの「環境影響調査」を住民に示して、そこで出た議論を与件整理に加え、「与件整理」が完了したところで「基本計画」の策定を事業者に要請していただくようお願いいたします。

<参考>

「日本テレビ放送網株式会社による、日本テレビ跡地再開発の環境影響調査」

<https://www.bancho-forest.com/pdf/future6.pdf>

内容の例：

【ビル風】

最大瞬間風速が20mを超える頻度が年間13日以下のところが、60m案の場合87箇所中18箇所から80m案では30箇所に増える。

※（当方註）これは東京都環境影響評価技術指針にある風環境評価基準を採用したとしていますが、この指針に基づいた建物でも激しいビル風を起こし、人が歩けなくなっている事象が区内でもあちこちで見られます。スタジオ棟横でも子供が歩けなくなっています。

最大瞬間風速が20mを超える頻度が年間13日が30箇所というのは、生活実感としては許容限度を超えます。

【交通量】

狭い日テレ通りで、ピーク時車両台数は（片道？）64台と、60m案に比べて、1.45倍も増える。

【歩行者】

同1260人から2100人にも増える。（これも片道かどうか明記されていません）



環境まちづくり委員会 送付 7－36

二番町計画の与件整理と基本計画の順序を正す陳情

受付年月日 令和 7 年 11 月 11 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

千代田区議会 議長 秋谷こうき 様

二番町計画の与件整理と基本計画の順序を正す陳情

陳情者氏名：

陳情者居住所

二番町再開発について、今年年初に区の環境まちづくり部から、「区が与件整理をして、事業者である日本テレビに渡し、日本テレビがそれを反映した基本計画を作る」という流れが説明されました。区はそれまでに、区民等の意見が与件に含まれるとも言っていました。
この順序と与件の内容は常識的に妥当だと考えられます。

ところが、9月20日の第2回シンポジウムの際に、環境まちづくり部から、日本テレビに対し「区からもう基本計画の策定と提出を求めている」との発言がありました。

このシンポジウムは主に住民の懸念解消を目的としたものでしたが、

- ・参加者から「決まったことの説明がよくわからなかった」と苦言があった。
- ・当日、募集時の「意見集」が配布されたが、住民から「自分の意見の主要部分が載っていなかった」とか、「要約されすぎていた」、との声があった。
- ・終了時に「共通理解が足りていない」「議論がやっと始まった」との学識経験者からのコメントがあり、次回に課題が引き継がれていた。
- ・終了後のアンケートでは「心配事はあまり解消されなかった」、もしくは、「全く解消されなかった」という回答が4割もあった。
- ・この会の議事録は公開されておらず、参加できなかった者が内容を確認することもできていない。

など、開催後もまだ与件整理が整っているとは言えず、この時点で区から事業者の基本計画策定を要請するのは、区の方針にも反し、常識的でもありません。

また、10月の環境まちづくり委員会で区は「具体的な計画がないと心配事の解消や明るい未来に向けての施設活用の議論など、これ以上は難しいと認識」とのことでした。しかし住民はその手前の、都計審の答申段階の決定内容や都計審に提出された環境評価が説明されていないために、中には「心配事がイメージできない」と言う者もいる状態です。まず住民に日テレの基本計画より、都計審の附帯決議、再開発の進め方、すでにある環境評価等の基本情報の丁寧な説明が必要です。

与件整理の前に基本計画の策定と提出をさせることは、常識的ではなく、以前の区の説明とも食い違います。区による与件整理に先立つ「日テレによる基本計画の作成と公表」は、地域二分の改善にはつながらず、区は都計審の附帯決議に沿った取り組みを行っていないのではないか、懸念事項を解消しないまま「明るい未来への議論」に誘導しているのではないか、との疑いを持たれます。

まず、与件整理したものを議会に示し、議会で十分かどうか確認していただき、それから執行機関が事業者

に与件を提示し、基本計画の策定と提出を要請くださるよう、陳情いたします。



環境まちづくり委員会 送付 8－5

二番町計画の基本計画提示前に再度話し合いの場を求める陳情

受付年月日 令和 8 年 2 月 19 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

千代田区議会 議長 秋谷こうき 様

二番町計画の基本計画提示前に再度話し合いの場を求める陳情



二番町再開発計画の附帯決議に基づく番町次世代シンポジウムは、今回は日本テレビの基本計画が示されてから行われる予定とのことですが、以下の理由により、基本計画が策定される前に、今一度、区、事業者、住民による話し合いの場を設定していただくよう陳情いたします。

<理由>

1. 番町次世代シンポジウムが3回行われたことになっていますが、第1回（2025年1月12日）は二番町地区に特定したものではなく、番町住民の一部が参加を制限された一方、番町住民以外の方も入っていました。また附帯決議に基づくものとの説明はされませんでした。
2. 第2回番町次世代シンポジウム（2025年9月20日）は不安や様々な懸念を解消する目的で開催され、参加者が番町住民に限定され、人数制限はなく、事業者も加わり、司会の方からも「ようやく話し合いの緒についた。このような会がなかったことが地区の二分の原因だ。」という趣旨の話がありました。この会が実質的に第1回となると考えられます。

一方、住民から出た懸念について、住民以外からの、一般論から引いたコメントが一方向で出ただけで終わった項目が多々あり、番町の実態や住民の実感に基づいた意見交換は十分に行われませんでした。結果は「資料2：第2回番町次世代シンポジウム【議事要旨別紙】」の「4. 心配事の解消議事要旨別紙」<https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/17493/r8-3shiryo2.pdf> にまとめられていますが、「心配事への見解」の欄で示されたコメントや、「解消方向」の色分けは住民の実感とは異なるとの意見が寄せられています。

▶コメントが実態や実感と異なる例（各コメントに対し矢印以下が疑問点）

①「番町の庭や森の使い方は非常によく」

→番町の森では「騒音（マイク・スピーカーの使用）」「たき火や花火」が禁止されているが守られておらず住民の生活に影響が出ている。騒音のために外出せざるを得ないとか、循環器疾患やアレルギー疾患を持つ方が焚き火の煙の被害を受けたなど、とても適切に運用されているとは言えない。

地域のためとされているが、イベントによっては半数近くが地下鉄や車で帰っている。

②「帰宅困難者は想定されない」

→実際に東日本大震災の時は帰宅困難者が多数おり、道路の渋滞もひどかったことを近隣在勤者や住民が経験している。

③「用途地域は今は住宅地で変わらない」

→商業地域に変わる可能性について、区からは「都が決めるのでわからない」という回答



があった以降、明確な答えは聞いていない。

④ビル風について「今後の検討の中でできる限り影響を小さくしてもらうことだと考える」

「シミュレーションは一般的な基準に基づいて行うことになる」

⇒スタジオ棟のビル風がひどいが、竣工後 10 年間、対策がされていない。

現在の一般的な基準に基づいて建築された建物でもビル風の被害が出ている。二番町計画の超高層ビルが建ってからもビル風は吹くと思われるが、今までの日テレの認識では何もされないという不信感がある。

当日は日テレの担当者が「スタジオ棟の風の問題を認識していなかった（議事要旨別紙には記載がない）」と言い、参加者から驚かれた。

3. 第 3 回（2026 年 1 月 25 日）について

- ・日テレ担当者はオブザーバーとの紹介で、参加者からの問いに対して全く発言しませんでした。第 3 回は附帯決議に基づく「全ての関係者が話し合える場」として成立していません。
- ・第 2 回の終了後のアンケートでは「心配事が解消されなかった」「あまり解消されなかった」割合が 4 割近くあり、「討議を聞いた結果今まで気づかなかったあらたな心配事が生じた」参加者もいます。このアンケートの記述は第 3 回で配布されませんでした。懸念が解消されなかった部分について、第 2 回・第 3 回のアンケートの記述も基に再度話し合うべきだと考えます。
- ・第 2 回で「スタジオ棟のビル風について」は日テレ担当者が持ち帰り、確認することになっていましたが、第 3 回では回答がありませんでした。基本計画前に住民への返答を要望します。
尚、第 3 回当日、模型を見ながら、ビル風について「住民の間に不満や被害が確認されているが、日テレに認識されていない」との声が口々に聞かれました。例として、
 - 強風で高齢者がスタジオ棟側から文人通りを渡れず、何度も介助をしたことがある。
 - 強風でスタジオ棟横を子どもが歩けないことがある。
 - 計画建物ができてからは日テレ通りの西側（日テレの所有地ではない）がひどくなるとの日テレによるシミュレーション図があるが西側は樹を植えて対策するなどの余地はない。
 - 迂回路などなく、生活できなくなる。
- ・第 2 回で「エリマネ棟」について共通理解がないことが判明し、第 3 回では特別に項目を立てて説明されましたが、二番町計画でのエリマネ棟の運営形態はまったく不明だということがわかりました。初参加者からは番町のような住宅地における前例のないエリマネの適用について「目くらしではないか」との厳しい意見も出ました。住民には負荷ともなりかねないエリマネ棟は、意味や運用形態などが明確でないまま基本計画に盛り込まれてはならないと思います。

以上のような状態では、分断は解消されないどころか、性急に基本計画策定に進められれば不信感や分断が深まる恐れがあります。提案者/事業者の日テレ、計画提出者の区、影響を受ける住民等の全ての関係者による話し合いの場を、日テレによる基本計画提示の前に設けていただくよう陳情いたします。

尚、附帯決議では区による地区の融和への努力が求められ、「併せて前向きな場を」とあり、番町次世代シンポジウムの形で行われる必然性もないと思われます。日テレ、区、住民等による三者会談の形でもよいかと思えます。よろしくお願いいたします。

以上

環境まちづくり委員会 送付 8－8

千代田区に港区と同レベルのビル風対策を求める陳情（於 二番町）

受付年月日 令和 8 年 3 月 10 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

令和8年3月9日

千代田区議会議長
秋谷 こうき様

氏名 :
住所 :
電話 :



千代田区に港区と同レベルのビル風対策を求める陳情（於 二番町）

日頃よりお世話になっております。

日本テレビによる二番町計画については、開発に関する住民の懸念や不安の解消の一助として「番町次世代シンポジウム」を開催していただいたことは、多少なりとも事業者と住民との対話の機会となり感謝しており、今後も引き続き「番町次世代シンポジウム」の開催を願っているところで

す。

ところで、前回1月25日の「第3回番町次世代シンポジウム」では、住民よりビル風について不安の意見が多数出ていました。スタジオ棟が出来ただけでもビル風がひどくなり、実際に子供たちが自転車に乗っていて強風で転倒したとか、大人でも転倒しそうになったことが度々である、等です。

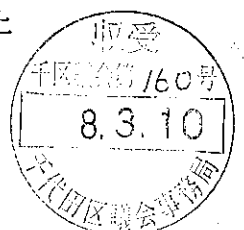
偶々、当方で『港区は高さに制限なく延床面積5万平方メートル以上の建物の開発者にビル風対策を求めている』という朝日新聞の記事を持参していたため、その場でみなさんにご紹介させていただきました。（※該当の朝日新聞記事を裏面に貼り付けます）

またその場で、建設が予定されている日テレの延べ床面積は7万平方メートルであると地域まちづくり課担当課長のご発言がありましたので、是非とも千代田区においても港区と同様のビル風対策を設定していただくよう切にお願い申し上げます。

二番町計画は、特例的に地区計画を変更して行う60mを超える高層ビルの建設であり、これまで60mを超える高層ビルが存在しなかった番町地区の住宅、文教地区に、今回初めて建設されるものと承知しています。よって、十分な強風対策が当然求められるものと思います。

日頃そこを生活の場として頻繁に往来する住民他の安全に配慮いただき、せめて港区と同レベルのビル風対策を設定していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上



二番町地区に関する陳情書一覧

環境まちづくり部 資料1
令和8年7月8日

No.	陳-番号	受付日	件名	内容(概要)	回答(具体的な取組状況)
1	6-26	6月6日	都市計画審議会による「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の優先事項の確認と、実効性ある実施を議会から区に求めている陳情	以下の優先事項から取り掛かるよう議会から執行機関に要請してほしい ①高さや容積率は上限を定めたものでゆとりをもった計画内容とすることを妨げない、今後の設計段階において十分に協議すること ②地区の融和に向けて真摯な努力を重ねる ③全ての関係者が前向きに話し合える場づくりに協力すること	地区の融和に向けた取組につきましては、区が学識経験者の主導のもと、これまで4回にわたりシンポジウムを開催し、地区計画やエリアマネジメントに関する基本的な事項の理解促進を図るとともに、高さや環境影響など計画に対する住民等の懸念事項の整理を行ってまいりました。また、これらの議論を踏まえ、区は令和7年12月に事業者へ要望事項を通知しております。その後、番町地域の関係者118名が参加した第4回シンポジウムにおいて、要望事項を踏まえた基本計画が説明され、会の終了時には大きな拍手が起こるなど、参加者の反応も概ね受容的なものであったと認識しております。こうした状況を踏まえ、区としては、これまでの地区の融和に向けた取組により、附帯決議で指摘された地域の分断や対立が継続・深化する状況については、一定程度改善が図られたものと判断しており今後番町次世代シンポジウムの実施予定はございません。一方で、今後、建築計画の具体化に当たっては、建築基準法等に基づく申請手続に先立ち、「千代田区建築計画の早期周知に関する条例」及び「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づく住民説明会等の実施が求められております。区といたしましては、こうした制度に基づく説明や意見聴取の機会を通じて、事業者と地域住民との対話が適切に図られ、地域との良好な関係構築が進められていくものと考えております。
2	6-38	10月2日	二番町地区計画附帯決議の実行についての陳情	議会として以下の区長宛要望書の内容が実行されるよう適宜確認してほしい ①住民の意見を取り入れる場を設定 ②反対区民を排除しない「前向きな場」 ③80m、700％は上限であることを念頭に日テレを含めてその場で話し合う ④話し合いは公開で、適宜都計審と区議会に区から状況報告	地区の融和に向けた取組につきましては、区が学識経験者の主導のもと、これまで4回にわたりシンポジウムを開催し、地区計画やエリアマネジメントに関する基本的な事項の理解促進を図るとともに、高さや環境影響など計画に対する住民等の懸念事項の整理を行ってまいりました。また、これらの議論を踏まえ、区は令和7年12月に事業者へ要望事項を通知しております。その後、番町地域の関係者118名が参加した第4回シンポジウムにおいて、要望事項を踏まえた基本計画が説明され、会の終了時には大きな拍手が起こるなど、参加者の反応も概ね受容的なものであったと認識しております。こうした状況を踏まえ、区としては、これまでの地区の融和に向けた取組により、附帯決議で指摘された地域の分断や対立が継続・深化する状況については、一定程度改善が図られたものと判断しており今後番町次世代シンポジウムの実施予定はございません。一方で、今後、建築計画の具体化に当たっては、建築基準法等に基づく申請手続に先立ち、「千代田区建築計画の早期周知に関する条例」及び「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づく住民説明会等の実施が求められております。区といたしましては、こうした制度に基づく説明や意見聴取の機会を通じて、事業者と地域住民との対話が適切に図られ、地域との良好な関係構築が進められていくものと考えております。また、シンポジウムの実施内容は適宜都計審及び委員会に報告を行いました。
3	6-39	10月8日	「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の「全ての関係者が」話し合える場づくりの開催を求める陳情	前向きに話し合える場について一部の関係者だけでなく、誰も排除することなく開催されることを求める	地区の融和に向けた取組につきましては、区が学識経験者の主導のもと、これまで4回にわたりシンポジウムを開催し、地区計画やエリアマネジメントに関する基本的な事項の理解促進を図るとともに、高さや環境影響など計画に対する住民等の懸念事項の整理を行ってまいりました。また、これらの議論を踏まえ、区は令和7年12月に事業者へ要望事項を通知しております。その後、番町地域の関係者118名が参加した第4回シンポジウムにおいて、要望事項を踏まえた基本計画が説明され、会の終了時には大きな拍手が起こるなど、参加者の反応も概ね受容的なものであったと認識しております。こうした状況を踏まえ、区としては、これまでの地区の融和に向けた取組により、附帯決議で指摘された地域の分断や対立が継続・深化する状況については、一定程度改善が図られたものと判断しており今後番町次世代シンポジウムの実施予定はございません。一方で、今後、建築計画の具体化に当たっては、建築基準法等に基づく申請手続に先立ち、「千代田区建築計画の早期周知に関する条例」及び「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づく住民説明会等の実施が求められております。区といたしましては、こうした制度に基づく説明や意見聴取の機会を通じて、事業者と地域住民との対話が適切に図られ、地域との良好な関係構築が進められていくものと考えております。
4	7-5	2月6日	二番町計画の附帯決議に基づく適切な「前向きな話し合いの場」をお願いする陳情	区が住民に再開発の内容・附帯決議・環境調査等について説明し、そうした場が何回も持たれ、根気よく地区の融和を図る努力するよう議会から執行機関に要請してください	地区の融和に向けた取組につきましては、区が学識経験者の主導のもと、これまで4回にわたりシンポジウムを開催し、地区計画やエリアマネジメントに関する基本的な事項の理解促進を図るとともに、高さや環境影響など計画に対する住民等の懸念事項の整理を行ってまいりました。また、これらの議論を踏まえ、区は令和7年12月に事業者へ要望事項を通知しております。その後、番町地域の関係者118名が参加した第4回シンポジウムにおいて、要望事項を踏まえた基本計画が説明され、会の終了時には大きな拍手が起こるなど、参加者の反応も概ね受容的なものであったと認識しております。こうした状況を踏まえ、区としては、これまでの地区の融和に向けた取組により、附帯決議で指摘された地域の分断や対立が継続・深化する状況については、一定程度改善が図られたものと判断しており今後番町次世代シンポジウムの実施予定はございません。一方で、今後、建築計画の具体化に当たっては、建築基準法等に基づく申請手続に先立ち、「千代田区建築計画の早期周知に関する条例」及び「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づく住民説明会等の実施が求められております。区といたしましては、こうした制度に基づく説明や意見聴取の機会を通じて、事業者と地域住民との対話が適切に図られ、地域との良好な関係構築が進められていくものと考えております。
5	7-7	2月13日	二番町地区再開発に関する話し合いの場に係る陳情	話し合いの場を作るあたり以下を要望する 1. 手順手続きを明確にし合意を得られるまで話し合いを重ねてください 2. 専門家を招いた公開の場で開催してください 3. ①次回シンポジウムのキャッチフレーズの変更を要望、懸念事項の対策を考えることも融和に繋がる ②与件整理をするためのシンポジウムということを参加者にどのように周知したのか確認 4. 今後のタイムスケジュールを公開してください	地区の融和に向けた取組につきましては、区が学識経験者の主導のもと、これまで4回にわたりシンポジウムを開催し、地区計画やエリアマネジメントに関する基本的な事項の理解促進を図るとともに、高さや環境影響など計画に対する住民等の懸念事項の整理を行ってまいりました。また、これらの議論を踏まえ、区は令和7年12月に事業者へ要望事項を通知しております。その後、番町地域の関係者118名が参加した第4回シンポジウムにおいて、要望事項を踏まえた基本計画が説明され、会の終了時には大きな拍手が起こるなど、参加者の反応も概ね受容的なものであったと認識しております。こうした状況を踏まえ、区としては、これまでの地区の融和に向けた取組により、附帯決議で指摘された地域の分断や対立が継続・深化する状況については、一定程度改善が図られたものと判断しており今後番町次世代シンポジウムの実施予定はございません。一方で、今後、建築計画の具体化に当たっては、建築基準法等に基づく申請手続に先立ち、「千代田区建築計画の早期周知に関する条例」及び「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づく住民説明会等の実施が求められております。区といたしましては、こうした制度に基づく説明や意見聴取の機会を通じて、事業者と地域住民との対話が適切に図られ、地域との良好な関係構築が進められていくものと考えております。

No.	陳-番号	受付日	件名	内容(概要)	回答(具体的な取組状況)
6	7-16	5月21日	二番町地区再開発に関する陳情	1)アンケート調査などを実施する場合は、住民や利用者の真意をとらえられるような調査をすることを希望 2)高さや容積率の緩和と採算のバランスがとれているか、数字を示してほしい。 3)今後の開発事業において、行政はメリットだけでなくデメリットも説明してほしい。 4)エリアマネジメントについて、活動内容が不明などもっと明確に内容を公開してほしい。	1)3)今後の参考とすべく、ご意見として承ります。 2)都市計画手続きにて容積緩和の考え方について説明しています。 4)エリアマネジメントは、第3回及び第4回のシンポジウムで説明しました。
7	7-17	5月23日	都計審の附帯決議に基づく適切な「前向きに話し合える場」づくりに関する陳情	附帯決議に基づく適切な前向きに話し合える場を早急につくることが必要であり、融和に向けて以下が不可欠。 ・地区住民の誰でも参加できる場 ・要望を出し合える場 ・話し合える場を踏まえた与件整理 ・住民が理解しやすいよう、事業者が事業を分かりやすく説明する場 ・場の回数の継続実施 ・場の議事録の公表や意見募集	地区の融和に向けた取組につきましては、区が学識経験者の主導のもと、これまで4回にわたりシンポジウムを開催し、地区計画やエリアマネジメントに関する基本的な事項の理解促進を図るとともに、高さや環境影響など計画に対する住民等の懸念事項の整理を行ってまいりました。また、これらの議論を踏まえ、区は令和7年12月に事業者へ要望事項を通知しております。その後、番町地域の関係者118名が参加した第4回シンポジウムにおいて、要望事項を踏まえた基本計画が説明され、会の終了時には大きな拍手が起こるなど、参加者の反応も概ね受容的なものであったと認識しております。こうした状況を踏まえ、区としては、これまでの地区の融和に向けた取組により、附帯決議で指摘された地域の分断や対立が継続・深化する状況については、一定程度改善が図られたものと判断しており今後番町次世代シンポジウムの実施予定はございません。一方で、今後、建築計画の具体化に当たっては、建築基準法等に基づく申請手続に先立ち、「千代田区建築計画の早期周知に関する条例」及び「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づく住民説明会等の実施が求められております。区といたしましては、こうした制度に基づく説明や意見聴取の機会を通じて、事業者と地域住民との対話が適切に図られ、地域との良好な関係構築が進められていくものと考えております。なお、シンポジウムの資料、議事録、アンケート等は、区のホームページで公開しています。
8	7-29	10月7日	二番町日テレ跡地再開発における安全・安心等に関する丁寧な説明を求める陳情	令和6年2月8日の都市計画審議会での委員による発言(容積率の根拠、広場の質的向上、広場の使い方、エリアマネジメント等)について、住民に説明等してほしい。	容積率等の地区計画の内容については、都市計画手続きを通じて対応しています。加えて、第2回、第3回及び第4回のシンポジウムを通じて、地区計画について模型等も用いながら説明を行いました。
9	7-30	10月7日	区番町の日テレ跡地再開発における地域貢献と加算容積率に関する説明を求める陳情	二番町再開発において、事業者と住民間において、共通理解が必要なため、地域貢献の内容と容積率の関係等について説明をしてほしい。	容積率等の地区計画の内容については、都市計画手続きを通じて対応しています。加えて、第2回、第3回及び第4回のシンポジウムを通じて、地区計画について模型等も用いながら説明を行いました。
10	7-33	10月23日	区本テレビによる二番町計画についての環境影響調査の説明を求める陳情	基本計画後の環境影響調査ではなく、(都市計画段階での)環境影響調査を説明してほしい。	第4回のシンポジウムにて、基本計画の作成に合わせて環境影響調査も実施され、基本計画とともに説明がなされました。
11	7-36	11月11日	二番町計画の与件整理と基本計画の順序を正す陳情	区にて与件整理した後に基本計画の策定と提出の要請をしてほしい。	令和7年12月17日に、これまでのシンポジウム等でいただいた意見を踏まえて要望事項をまとめ、区から事業者に通知しました。そのうえで、基本計画が作成され、第4回のシンポジウムで要望事項を踏まえた基本計画が説明されました。
12	8-5	2月19日	二番町計画の基本計画提示前に再度話し合いの場を求める陳情	日本テレビの基本計画が策定される前に、今一度、区、事業者、住民による話し合いの場を設定してほしい。	地区の融和に向けた取組につきましては、区が学識経験者の主導のもと、これまで4回にわたりシンポジウムを開催し、地区計画やエリアマネジメントに関する基本的な事項の理解促進を図るとともに、高さや環境影響など計画に対する住民等の懸念事項の整理を行ってまいりました。また、これらの議論を踏まえ、区は令和7年12月に事業者へ要望事項を通知しております。その後、番町地域の関係者118名が参加した第4回シンポジウムにおいて、要望事項を踏まえた基本計画が説明され、会の終了時には大きな拍手が起こるなど、参加者の反応も概ね受容的なものであったと認識しております。こうした状況を踏まえ、区としては、これまでの地区の融和に向けた取組により、附帯決議で指摘された地域の分断や対立が継続・深化する状況については、一定程度改善が図られたものと判断しており今後番町次世代シンポジウムの実施予定はございません。一方で、今後、建築計画の具体化に当たっては、建築基準法等に基づく申請手続に先立ち、「千代田区建築計画の早期周知に関する条例」及び「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づく住民説明会等の実施が求められております。区といたしましては、こうした制度に基づく説明や意見聴取の機会を通じて、事業者と地域住民との対話が適切に図られ、地域との良好な関係構築が進められていくものと考えております。
13	8-8	3月10日	千代田区に港区と同レベルのビル風対策を求める陳情(於 二番町)	日本テレビによる二番町計画において、港区と同レベルのビル風対策を設定してほしい。	令和7年12月17日に、これまでのシンポジウム等でいただいた意見を踏まえて要望事項をまとめ、区から事業者に通知しました。。その中で、ビル風対策も要望し、日本テレビより港区と同レベルである、事前の風環境調査の実施及び、竣工後の防風植樹の適切な管理を実施することが回答されました。
14	8-11	6月12日	二番町再開発の基本計画等情報公開及び合意形成の場を求める陳情	6月7日の番町次世代シンポジウムにて公表された二番町基本計画を地域住民他に知らせてほしい。また、今後も引き続き「前向きに話し合える場」を継続してほしい。	第4回シンポジウムの資料(二番町基本計画含む)を、区のHPIにて公開しています。また、地区の融和に向けた取組につきましては、区が学識経験者の主導のもと、これまで4回にわたりシンポジウムを開催し、地区計画やエリアマネジメントに関する基本的な事項の理解促進を図るとともに、高さや環境影響など計画に対する住民等の懸念事項の整理を行ってまいりました。また、これらの議論を踏まえ、区は令和7年12月に事業者へ要望事項を通知しております。その後、番町地域の関係者118名が参加した第4回シンポジウムにおいて、要望事項を踏まえた基本計画が説明され、会の終了時には大きな拍手が起こるなど、参加者の反応も概ね受容的なものであったと認識しております。こうした状況を踏まえ、区としては、これまでの地区の融和に向けた取組により、附帯決議で指摘された地域の分断や対立が継続・深化する状況については、一定程度改善が図られたものと判断しており今後番町次世代シンポジウムの実施予定はございません。一方で、今後、建築計画の具体化に当たっては、建築基準法等に基づく申請手続に先立ち、「千代田区建築計画の早期周知に関する条例」及び「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づく住民説明会等の実施が求められております。区といたしましては、こうした制度に基づく説明や意見聴取の機会を通じて、事業者と地域住民との対話が適切に図られ、地域との良好な関係構築が進められていくものと考えております。

ごみ削減区民アイデア募集について

1 目的

ゼロ・ウェイスト社会の実現に向け、区民及び区内事業者によるごみ削減に向けた主体的な取組を促進するため、ごみ削減に関するアイデアを募集する。

2 事業の名称

「みんなで減らそう！ごみダイエット—暮らしと事業の小さな工夫を募集します—」

3 事業の概要

(1) 募集部門

①事業系ごみ部門

生産・流通段階、商習慣、オフィス等における紙ごみ・生ごみの減量など、事業者の活動に関わるアイデアを募集する。

【対象】区内に拠点を有する企業、団体、学校等

②家庭系ごみ部門

日頃の暮らしの中で実践できる紙ごみ、プラスチック、食品ロス等の削減に向けたアイデアを募集する。

【対象】区内在住・在勤・在学者（年齢制限なし）

(2) 周知方法

区広報・区ホームページへの掲載、区内町会への周知、関係団体への情報提供等

(3) 応募アイデアの対応

応募されたアイデアは、今後の普及啓発や活用可能性、事業化の可能性の観点などから内容確認及び整理を行う。また、活用が見込まれるアイデアの提案者に感謝状を授与するとともに、応募者全員に記念品を贈呈する。なお、内容確認及び整理は、応募アイデアの順位付けを目的とするものではなく、今後の普及啓発や事業展開に活用する観点から行うものとする。

(4) 結果の公表

応募されたアイデアを冊子として取りまとめ、区ホームページへの掲載、広報紙での紹介、イベント等での配布により周知する。

4 今後のスケジュール（予定）

7月中 庁内調整・周知依頼

7月～8月頃 募集環境の整備

8月～翌1月頃 アイデア募集受付

2月～3月頃 応募アイデアの内容確認・整理、感謝状授与、結果公表等

集積所等のカラス等被害の対策について

1 カラス被害等の対策

区では、平成12年の清掃事業の移管時より、ごみの集積所のカラス等によるごみの散乱被害防止のため、集積所を使用する方などの申請に基づき防鳥ネットの貸出しを行っている。

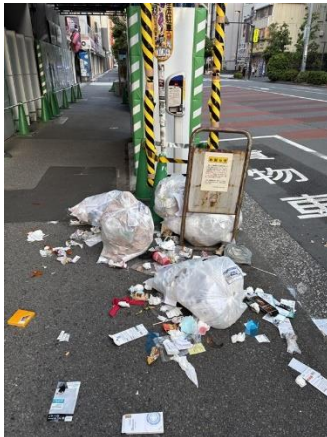
防鳥ネットの貸し出しについては、令和5年度68枚、令和6年度63枚、令和7年度69枚と、毎年一定の申請があり、集積所の環境改善に取り組んでいる。

2 改善状況について

今年度も4月より、集積所のカラス等による被害への対策として要望があり、現地調査などを経て貸し出しを実施している。

一方、事業系ごみの排出箇所についても同様なカラス等の被害が見られる箇所があり、収集・運搬事業者や排出者への要請などを通して、事業者側で防鳥ネットを使用することや、排出する時間の調整などに取り組む状況が見られ、改善が図られた箇所もあった。

集積所改善事例1（外神田一丁目地内）



（改善前）



（改善後）

集積所改善事例2（外神田一丁目地内）



（改善前）



（改善後）

3 今後について

今後も状況に応じて、カラスなど鳥獣対策に関する庁内関係部署や関係機関との連携をとりつつ、適切に対応していく。また、時間に合わせた排出など、被害防止に効果のある排出方法についても、必要に応じて要請していく。